

熊本市国土強靱化地域計画

令和2年(2020 年)3月

(令和6年(2024 年)4月 一部改訂)

熊 本 市

目 次

第1章 序論	2
1 計画策定の趣旨、位置付け等	2
2 本市の地域特性	4
第2章 目標	8
1 基本目標	8
2 事前に備えるべき目標	9
第3章 リスクシナリオ	9
第4章 脆弱性評価及び対応方策	12
1 直接死を最大限防ぐ	12
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われる（それがなされない場合の 必要な対応を含む。）とともに、被災者等の健康・避難生活環境を確保し、 災害関連死を最大限防ぐ	21
3 必要不可欠な防災拠点を含む行政機能は確保する	32
4 必要不可欠な情報通信機能は確保する	34
5 経済活動（サプライチェーンを含む。）を機能不全に陥らせない	36
6 生活に最低限必要な電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等 を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	40
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	43
8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	47
第5章 計画の推進	51
1 対応方策の重点化	51
2 推進方針	53
3 計画の推進	53
用語集	96

第1章 序論

1 計画策定の趣旨、位置付け等

(1) 計画策定の趣旨

我が国は、平成23年（2011年）3月の東日本大震災により未曾有の甚大な被害を経験し、これを踏まえて平成25年（2013年）12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下、「国土強靱化基本法」という。）」が施行された。同法に基づき、平成26年（2014年）6月に「国土強靱化基本計画」が策定され、また、熊本県においては平成29年（2017年）10月に「熊本県国土強靱化地域計画」が策定された。

一方、本市においては、平成28年熊本地震により甚大な被害が発生し、震災直後から被災者の救出、救助及び復旧・復興業務が進められてきた。また、震災の教訓を踏まえ、行政による対応のみでは限界があり、公助の限界が露呈したことから、自助、共助、公助の観点から地域力を活かした地域防災力の向上に取り組んできた。その中でも、地域防災の要として、校区防災連絡会、避難所運営委員会の設立などを行ってきた。

震災から3年が経過し、本市は令和元年（2019年）7月にSDGs未来都市に選定された。「熊本地震の経験と教訓を活かした地域（防災）力の向上事業」については、自治体SDGsモデル事業の選定も受けた。今後も地域主義という基本理念に基づいた地域力向上事業により各地域単位での防災力向上に努め、地域エネルギーの地産地消、EVによる電力供給などライフラインの強化を行っていく。

今般、熊本市総合計画の見直しに合わせ、組織的、計画的に熊本市の強靱化を推進し、上質な生活都市を実現するとともに、「住み続けられるまちづくり」を行っていくため、熊本市国土強靱化地域計画を策定する。

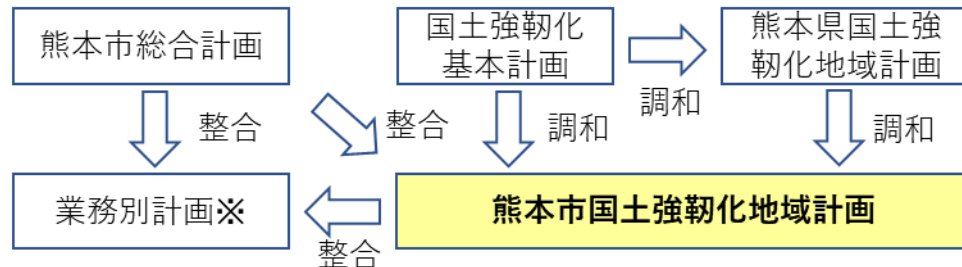
計画の策定に当たっては、想定し得るリスクに対して最大限備えることを目指し、平成28年熊本地震、平成24年九州北部豪雨による被災自治体としてその教訓を最大限反映させる。

(2) 計画の位置付け

「国土強靱化基本法」第13条に基づき、本市における地域強靱化の指針として、国土強靱化基本計画及び熊本県国土強靱化地域計画との調和を図るとともに、熊本市総合計画の見直しと連携して、「熊本市国土強靱化地域計画」を策定する。

計画は、概ね10年程度を見通して作成し、計画の進捗状況を毎年把握するとともに、必要に応じ見直すものとする。

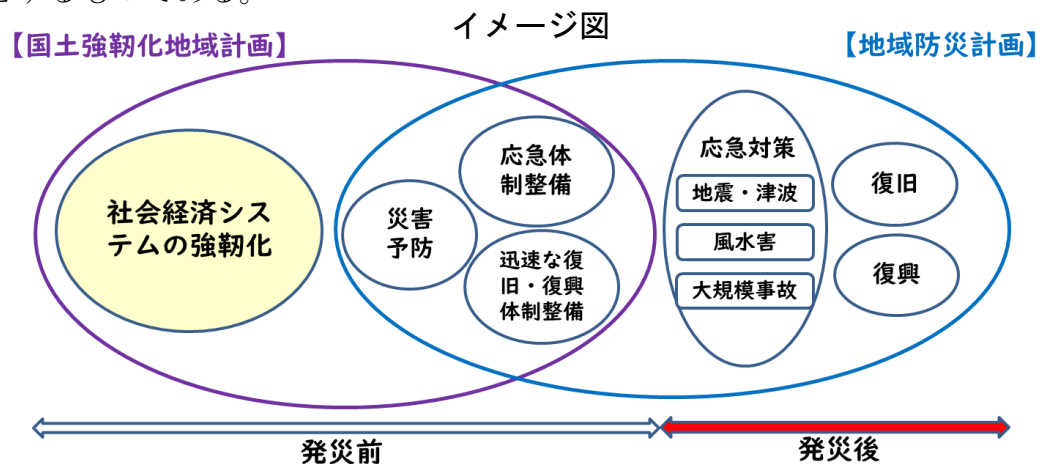
なお、対象とするリスクとしては、自然災害のほかに、テロ等も含めたあらゆる事象が想定されるが、国の策定している国土強靱化基本計画及び県の策定している熊本県国土強靱化地域計画のいずれも、大規模な自然災害を対象としていることから、本計画においても、大規模な自然災害を対象として策定する。



※地域防災計画もこの中に含まれる

(3) 地域防災計画との関係

地域防災計画は、地震や風水害などリスクを特定し、そのリスクごとに計画を策定するものに対し、国土強靱化地域計画は、あらゆるリスクを見据えつつ、どのようなことが起ころうとも最悪な事態に陥ることが避けられるような「強くてしなやか」な行政機能や地域社会、地域経済を事前に作り上げていこうとするものである。



(4) 計画策定の進め方

国の示す「計画策定ガイドライン」に基づき、次のプロセスにより計画を策定する。

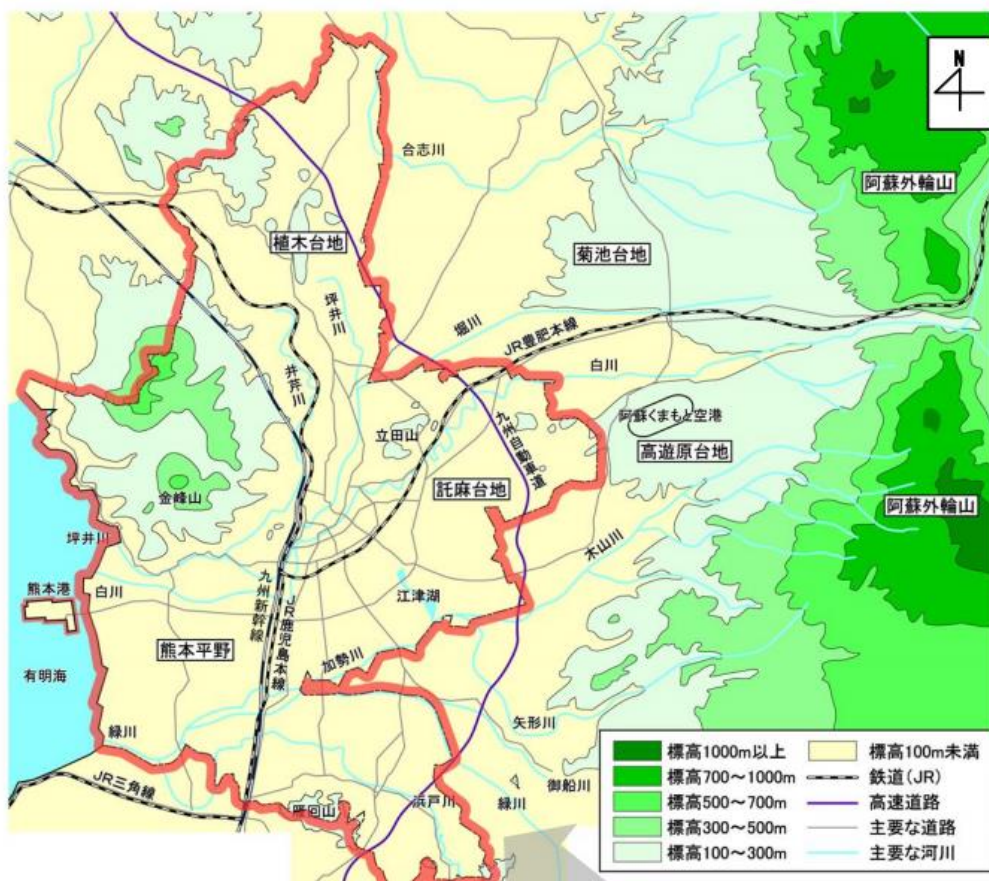
- STEP 1 地域を強靱化する上での目標の明確化
- STEP 2 リスクシナリオ(最悪の事態)、施策分野の設定
- STEP 3 脆弱性の分析・評価、課題の検討
- STEP 4 リスクへの対応方策の検討
- STEP 5 対応方策について重点化、優先順位付け

2 本市の地域特性

(1) 地理的特性

本市は、九州の中央、熊本県の北西部に位置し、西側を有明海に面しており、坪井川、白川、緑川の3水系の下流部に形成された熊本平野、金峰山系などが含まれる。東に阿蘇山、西に有明海を挟んで雲仙岳という活火山に挟まれた地域にある。

■ 熊本市の地勢



北部は、菊池川水系の中流域にあたり、菊池洪積台地に連なる畑作地帯があり、西部は金峰山系の急傾斜地がある。南西部の海岸地帯は、大部分が干拓地である。

市の中心部を流れる白川は、阿蘇山の北部を流れる黒川と南部を流れる白川が合流しており、阿蘇山周辺に降った雨は白川に流れ込み、諸所蛇行しつつ有明海に注いでいる。

本市は、地下水位が高く、水道は全て地下水で賄われるほどであり、このことは、地震による揺れや液状化に注意すべきことも意味している。

また、四方を山に囲まれた盆地状の地域であり、夏は暑く冬は寒いという気候特性がある。特に夏は1日の最低気温でも30℃程度あることも珍しくなく、また暑い時期が長期間に及び、九州の中でも特に暑い地域である。

(2) 社会・経済的特性

本市は、県内では唯一の指定都市であり、九州の中央に位置して、九州を南北に縦断する物流・交通の要衝であるとともに、東へ横断する物流・交通の起点ともなっている。

本市の面積は390.32km²で熊本県(7409.48km²)の5.2%、人口は、平成31年(2019年)1月現在、約73.4万人で熊本県(約175万人)の42%、人口密度は1,896人/km²(熊本県全体の人口密度は237人/km²)となっている。65歳以上人口は18.8万人で全体に占める割合は、26%(熊本県全体では30%、全国平均は28%)となっている。

産業は、サービス産業のほか、IC産業の集積、全国でも高い生産性を誇る農業、水産業など各種産業が展開されており、九州中部・南部における産業・経済活動に重要な役割を果たしている。

更に、熊本連携中枢都市圏を構成する最大の市として、圏域全体の社会経済をけん引する中核的役割を担っている。(熊本連携中枢都市圏については、令和5年(2023年)10月24日現在、20市町村が協約を締結している。)

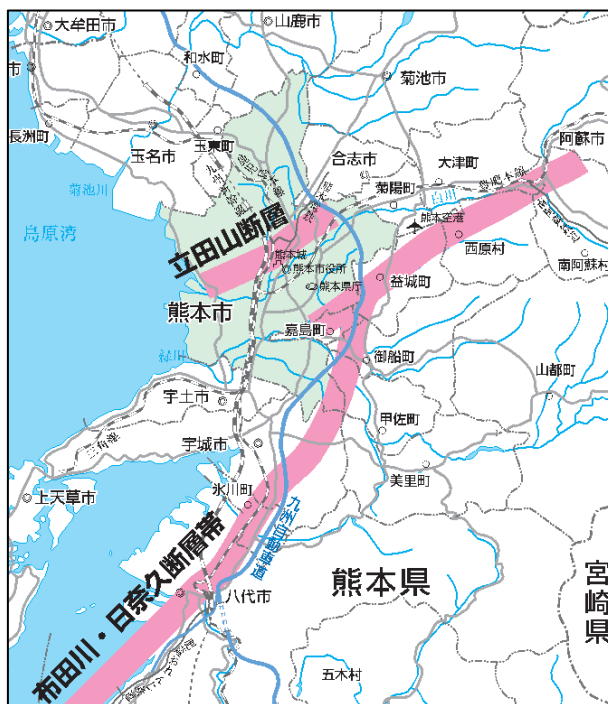
(3) 災害リスク

ア 地震

本市に直接影響を及ぼす活断層としては、「布田川・日奈久断層」「立田山断層」などがあり、平成28年熊本地震においては、4月14日の地震は日奈久断層帯の北端部の活動、4月16日の地震は布田川断層帯(布田川区間)の活動によるもので、隣接する2つの断層帯が連動することで発生した連動型地震とみられている。

日奈久断層帯(八代海区间)、日奈久断層帯(日奈久区間)の評価はSランク(活動の可能性が高い)、布田川断層帯(宇土半島北岸区間)、布田川断層帯(宇土区間)、日奈久断層帯(高野―白旗区間)はXランク(不明)となっており、熊本地震あるいはそれ以上の地震への警戒が必要である。この他、最近存在が

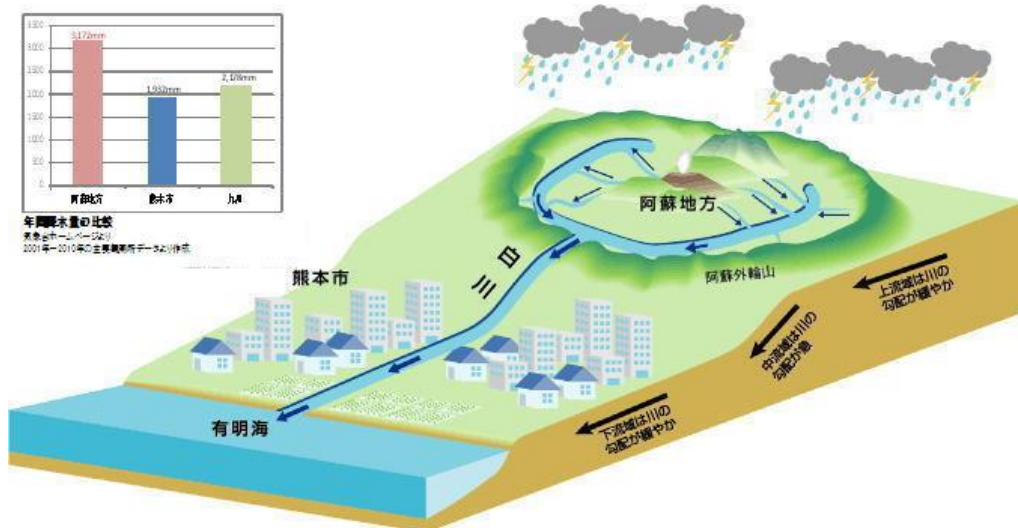
水前寺断層帯があり、立田山断層帯との関連も含め、今後の調査が必要とされている。



また、南海トラフ地震が発生した場合は、本市においても震度5強程度の揺れが予測されるとともに、太平洋側を中心として広域に被害が及び、物流の停滞、物資の欠乏、他自治体・機関からの支援が得られない危機的な状況となり、本市単独での対応が必要となることが予想される。

イ 風水害

本市は、梅雨期や台風による豪雨により、たびたび洪水災害や崖崩れなどによる被害が発生している。近年は、さらに線状降水帯などにより激しい雨が長時間継続するような、数十年に一度といわれる豪雨が各地で発生している。また、上流域に降った雨が川に流れ込み、下流域において災害が発生することがあり、市域に降る雨のみならず、上流域の降雨にも注意が必要である。特に、短時間に急激に河川水位が上昇することに警戒が必要である。これに大潮の満潮が重なるときは、特に嚴重な警戒が必要となる。



ウ 火山噴火

本市の東に阿蘇山、西に有明海を隔てて雲仙岳という活火山があり、現在も噴火を繰り返している。離隔距離から、溶岩や噴石等による直接的な被害の可能性は低いと考えられるが、大量の降灰による交通マヒ、農作物等への被害、健康被害等の間接的な被害に警戒が必要である。



エ 複合災害

近年、南海トラフによる巨大地震の発生が想定されており、東海から西日本に至る広い範囲で甚大な被害が発生することが危惧されている。この場合、全国的な物流の停滞や食料、水、生活必需品、資機材の欠乏が予想される。このような中、さらに市域において地震、台風その他の災害が発生した場合は、大混乱に陥り、市民の生活に危機的影響を与える恐れがある。本市にとっても極めて重大な危機として認識する必要がある。

また、猛暑と台風、地震等による停電・断水が重なった場合は、熱中症のリスクが極めて高くなるとともに、食料・水の不足等が深刻化する恐れがある。

オ その他

猛暑による多数の熱中症患者・死者が発生する場合、長期間の渇水により農工業用水が不足し本市の経済に重大な影響を及ぼす場合、有害物質等の流出、高濃度の光化学スモッグやPM_{2.5}などによる深刻な健康被害が発生する場合などが考えられる。

第2章 目標

1 基本目標

本市のめざすまちの姿「上質な生活都市」、国土強靱化基本計画（平成30年12月）及び熊本県国土強靱化地域計画（平成29年10月）に示す基本目標を踏まえ、本市の強靱化の基本目標を次のとおりとする。

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること
- ④ 被災した場合も、迅速な復旧復興を可能にするとともに、被災された方々の精神的ケアを充実すること
- ⑤ 九州の中央に位置する指定都市として経済、物流、交通の拠点としての機能が維持されること

（参考）

熊本市のめざすまちの姿 「上質な生活都市」

豊かな自然と歴史・文化に恵まれ、あたたかいふれあいに満ちた地域の中で、お互いに支えあいながら心豊かで幸せな暮らしが営まれ、災害に強く誰もが安心して暮らせるまち。

そして、市民一人ひとりが、自分たちが暮らすまちに誇りを持ち、夢や希望を抱いて、生き生きと多様な生活を楽しんでいるまち。

そのような、市民が住み続けたい、だれもが住んでみたくなる、訪れたい街、「上質な生活都市」を、私たちは目指します。

国土強靱化基本計画 基本目標

いかなる災害等が発生しようとも

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

熊本県国土強靱化地域計画 基本目標

- ① 県民の生命を守ること
- ② 県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- ③ 県民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること
- ④ 被災された方々の痛みを最小化すること
- ⑤ 被災した場合も迅速な復旧復興を可能にすること
- ⑥ 九州を支える防災拠点として機能すること

2 事前に備えるべき目標

基本目標を達成するため、あらゆるリスクを見据えつつ、どのような事が起ころうとも最悪な事態に陥る事が避けられるような強靱な行政機能や地域社会、地域経済を作り上げるため、事前に備えるべき目標を次のとおり設定する。

- ① 直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む。）とともに、被災者等の健康・避難生活環境を確保し、災害関連死を最大限防ぐ
- ③ 必要不可欠な防災拠点を含む行政機能は確保する
- ④ 必要不可欠な情報通信機能は確保する
- ⑤ 経済活動（サプライチェーンを含む。）を機能不全に陥らせない
- ⑥ 生活に最低限必要な電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ⑧ 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

第3章 リスクシナリオ

1 想定するリスク

市民生活・経済活動に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のほかに大規模事故やテロ等も含めたあらゆる事象が想定され得るが、本計画においては、国土強靱化基本計画及び熊本県国土強靱化地域計画と整合して、まずは大規模自然災害を想定する。

2 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

脆弱性評価は、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を想定したうえで行うこととされている。第2章で設定した「事前に備えるべき目標」の妨げとなる、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を次のとおり設定する。

基本目標	事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
Ⅰ 人命の保護 が最大限図ら れること	1	直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や 不特定多数が集まる施設の倒壊等による多数の死傷者の発生
			1-2	市街地や不特定多数が集まる施設、住宅密集地における大規模 火災による多数の死傷者の発生
			1-3	津波・高潮等による多数の死傷者の発生
Ⅱ 市及び社会 の重要な機能 が致命的な障 害を受けず維 持されること			1-4	台風や集中豪雨等の大規模風水害等による広域かつ長期的な宅 地等の浸水による死傷者の発生
1-5			大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生、後年度にわた り脆弱な状況が継続	
1-6			情報伝達の不備等（真意が伝わらない場合を含む。）による避難 行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	
Ⅲ 市民の財産 及び公共施設 に係る被害を 最小化するこ と			1-7	猛暑による多数の熱中症患者・死者の発生
Ⅳ 被災した場 合も、迅速な 復旧復興を可 能にするとと もに、被災さ れた方々の精 神的ケアを充 実すること	2	救助・救急、医療活 動が迅速に行われる （それがなされない場 合の必要な対応を含 む。）とともに、被災者 等の健康・避難生活 環境を確保し、災害 関連死を最大限防ぐ	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
			2-2	避難所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的 不足及び支援機能の麻痺
			2-3	警察、消防等による救助・救急活動等の絶対的不足、支援ルート の途絶による救助・救急活動の麻痺
			2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
			2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（旅行者・観光客等）の 発生
			2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶に よる医療機能の麻痺
			2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
			2-8	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の 健康状態の悪化・死者の発生、多数の災害関連死の発生
Ⅴ 九州の中央 に位置する指定 都市として経 済、物流、交通 の拠点としての 機能が維持され ること	3	必要不可欠な防災拠 点を含む行政機能は 確保する	3-1	市本庁舎等、防災拠点施設の被災による機能の大幅な低下
			3-2	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	4	必要不可欠な情報通 信機能は確保する	4-1	電力供給停止、サーバーのダウン等による情報通信の麻痺・長期 停止
			4-2	防災行政無線、緊急告知ラジオ放送の中断等により災害情報が 必要な者に伝達できない事態
			4-3	高齢者や障がいのある人等の災害弱者の情報獲得手段が限られ ていることによる重要情報伝達の不備

基本目標	事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
I 人命の保護が最大限図られること	5	経済活動(サプライチェーンを含む。)を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による地元企業の生産力の著しい低下
			5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
			5-3	農地や農水産業用施設等の大規模な被災による生産活動への甚大な影響
			5-4	農工業用水の長期間にわたる供給停止による生産活動への甚大な影響
			5-5	道路の寸断、著しい交通渋滞等による物流機能の大幅な低下
II 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること	6	生活に最低限必要な電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
			6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
			6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
			6-4	地域交通網等の交通インフラの長期間にわたる機能停止
III 市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること	7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	同時多数箇所での大規模火災による多数の死傷者の発生
			7-2	沿線・沿道の建物倒壊等による直接的な被害及び交通麻痺
			7-3	ため池、天然ダム等の損壊・堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生
			7-4	大量の火山灰の降灰・堆積等による交通マヒ、農作物等の被害、健康被害の発生、長期化
			7-5	有害物質の大規模拡散・流出による荒廃
			7-6	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
			7-7	デマ等によるパニック・暴動等の発生
			7-8	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
IV 被災した場合も、迅速な復旧復興を可能にするとともに、被災された方々の精神的ケアを充実すること	8	地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興の大幅な遅れ
			8-2	復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等による復興の大幅な遅れ
			8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等による復旧・復興の大幅な遅れ
			8-4	事業用地の確保、仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
			8-5	生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済への甚大な影響
			8-6	被災者の生活再建が大幅に遅れる事態
			8-7	公共施設の復旧の遅れによる被災者支援の停滞
V 九州の中央に位置する指定都市として経済、物流、交通の拠点としての機能が維持されること				

第4章 脆弱性評価及び対応方策

第3章で設定したリスクシナリオについて、脆弱性の評価・分析を行い、対応方策を案出する。

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 大規模地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	
脆弱性評価	対応方策
① 公共施設の耐震性の状況 市有建築物耐震対策基本方針に基づき公共施設の耐震化を進めているが、市役所本庁舎については、耐震化等に課題がある。 学校施設の耐震化は完了しており、熊本地震に伴い補修・建て替えが必要となった学校施設についても令和元年度末までに工事が完了する予定である。その他の公共施設についても耐震化を進めている。	① 公共施設の耐震化、安全点検 市有建築物耐震対策基本方針に基づき公共施設の耐震化を推進するとともに、的確な点検の実施により事故の未然防止を図る。【都市建設】 （市役所本庁舎の耐震化については3-1に記載）
② 中心市街地の建築物の状況 中心市街地では、旧耐震建築物を含む築40年以上となる老朽建築物が約3割（10年後約6割）を占め、大規模な建て替えの時期を迎えているため、建て替えを促進する必要がある。	② 中心市街地の老朽建築物の建替促進 災害に強く魅力と活力のある中心市街地の創造に向け、防災機能の強化とともに、都市計画制度等の活用を含め、老朽建築物の適切な更新を促進する。【都市建設】
③ 民間建築物の耐震性の状況 一般住宅については、熊本地震を受け、耐震化の補助制度の利用者は増えているが、市民への意向調査からは、補助制度の認知が十分といえないことから、市民に対して、耐震化の流れや費用など、全体像を示す必要がある。	③ 民間建築物の耐震化の推進 建築物に携わる各種団体等と連携した意識啓発や制度の周知を行い、住宅の耐震化に向けた支援策（耐震診断、耐震改修等）の活用を促進するとともに、老朽家屋の更新による耐震・耐火性能の向上を図る。【都市建設】
④ 民間の社会福祉施設等の耐震化の状況 民間の社会福祉施設等の耐震化については、老朽化に伴う改築等に合わせて進めており、時間がかかる。	④ 民間の社会福祉施設等の耐震化の推進 民間の社会福祉施設等については、施設の整備に合わせて耐震化を図る。【健康福祉】

⑤ 宅地の耐震化

平成28年熊本地震では、造成地の滑動崩落や擁壁崩壊、液状化など多大な宅地被害が発生しており、被災宅地危険度判定では、要注意以上の被害が1,200件を超えたことから、宅地耐震化に向けた取組が必要である。

⑥ 危険なブロック塀への対策

危険なブロック塀について、平成30年の大阪府北部地震におけるブロック塀の倒壊被害を受け、市施設については対策済みだが、民間施設等については危険なブロック塀が残存していることから撤去を進める必要がある。

⑦ 交通施設の耐震性等

不特定多数の者が利用する熊本桜町バスターミナル等については、施設更新が完了し、耐震性が確保された。その他の施設についても、施設の規模や利用形態に応じた耐震化が必要である。

⑧ 地域における災害対応力

地域における災害対応力の状況は、地域により格差があり、自主的な活動の活発化を図る必要がある。

⑨ 避難誘導の体制等

避難所表示と案内誘導表示が不十分であり、また、外国人を含めた要配慮者に対応できる体制の整備が必要であるとともに、

⑤ 宅地の耐震化

宅地耐震化推進事業など、宅地の耐震化等に向けた取組を推進する。【都市建設】

⑥ 危険なブロック塀への対策

民間に残存している危険なブロック塀の撤去について、市民の意識啓発、知識の普及を図り、撤去支援策を推進する。また、今後、危険なブロック塀等が築造されないよう市民の意識啓発等を図る。【都市建設】

⑦ 交通施設の耐震化

施設の規模や利用形態に応じ、利用者の安全を確保するための耐震化を促進する。【都市建設】

⑧ 地域における災害対応力の強化

自主防災クラブの結成、校区防災連絡会、避難所運営委員会の設立を推進するとともに、活動のための経費を確保し、活動の活発化を図る。また、防災士養成講座による地域の防災リーダーを養成するとともに、住民に対する防災教育（地域・各戸においてリスク、避難要領等を把握すべきことの周知等）を推進し、自助、共助の体制を強化する。【政策】

⑨ 避難誘導の体制の整備及び訓練等

避難所や避難経路等を示す多言語の看板を設置するとともに、外国人等と意思疎通が容易になるようにコミュニケーションカ

地震ハザードマップ、液状化ハザードマップは熊本地震以前に作成されたものであり、更新が必要である。	ード等を整備する。また、各ハザードマップについては、令和２年度（2020年度）より運用開始する熊本市ハザードマップを活用、周知し安全な避難誘導體制を整備する。【政策】
--	---

1-2 市街地や不特定多数が集まる施設、住宅密集地における大規模火災による多数の死傷者の発生

脆弱性評価	対応方策
① 住宅密集地の状況 木造建築物の壁間が狭く、かつ、連続して建築されている地域や幅員３メートル未満の道路しか存在しない狭隘地区は、火災が発生すれば消火活動が困難となることから円滑な消火活動が行われる体制を構築する必要がある。 ② 火災予防対策 不特定多数が集まる防火対象物での火災等においては、利用者はその施設に不慣れであるため、火災が発生した場合、火災の覚知及び初期消火が遅れ、大規模火災や被害拡大に繋がる恐れがあるため、防火体制の充実強化を進める必要がある。 ③ 市民への広報・啓発 住宅用火災報知器の設置率は、全国平均値を上回っているものの、住宅火災の発生原因として、たき火、コンロ、天ぷら油、たばこ及びストーブといった人為的ミスによるものが多いことから、引き続き住宅用火災警報器の設置促進及び維持管理について周知を図る必要がある。	① 住宅密集地等の延焼防止 幅員６ｍ以上の道路の整備や空地の確保による延焼の抑制、消防車両の進入路の確保を図る。また、日常的な警防調査において、木造建築物が密集する区域や、道路狭隘区域等の状況等を把握し、円滑な消火活動の確保に努めるとともに、関係機関との協力体制について、引き続き訓練等を通じ充実強化を進める。【都市建設】 【消防】 ② 火災予防対策の推進 防火対象物における火災時の被害軽減のためには、消防用設備等の整備及び適切な維持管理や避難経路の確保等が必要であることから、消防法令違反に対する是正推進や実践的な訓練等を通じて防火体制の充実強化を図る。【消防】 ③ 市民への広報・啓発の推進 SNS等を活用して積極的に市民に対して火災予防等に関する情報提供を行うとともに、住宅用火災警報器の設置の促進及び定期的な維持管理についての広報・啓発に努める。また、自主防災クラブ、幼少年消防クラブ及び事業所の自衛消防組織等の防災意識の更なる向上を図るため、体験型の防災学習を推進する。【消防】 更に、大規模火災発生時の地域住民によ

④ 消防水利の状況 既設水利の維持管理や民間事業者と消防用水の提供を目的とした協定の締結を行っているが、地震等の大規模災害時に断水等が発生した場合においても、消防水利を確実に確保する必要がある。更に、熊本県消防相互応援及び緊急消防援助隊の受援体制を万全にし、情勢に応じて他機関との連携強化も行う必要がある。 ⑤ 消防団の状況 地域防災力の向上に必要な防災リーダーである消防団員が年々減少し、地域防災力の低下が懸念されており、近年、頻発する大規模災害に対応するためには、機能別消防団員を含めた消防団の入団促進及び育成指導並びに常備消防を含めた他機関との連携強化が必要である。また、消防団活動を充実させるための施設、装備等の充実が必要である。 ⑥ 避難誘導の体制等 広域避難場所、避難経路等について住民に十分周知されていない状況であり、さらに、外国人に対応できる体制の整備も必要である。	る避難行動の推進、商店街組合等と地域住民の連携による避難体制の確立を促進する。 【政策】 ④ 消防水利の強化 耐震性を有する防火水槽については、合併町を中心に水利不便箇所及びその他必要な場所等へ計画に基づき整備を行うとともに、大規模災害時や火災発生時に適切に消防水利が使用できるよう、水利不便箇所、その他必要な場所等へ計画的に消防水利等の整備を行い、関係機関との協力体制について、引き続き訓練等を通じ充実強化を図る。 【消防】 ⑤ 消防団の体制強化 地域防災力向上のため、若い世代の消防団（機能別消防団員含む）への入団を促進するとともに、大規模訓練等を実施し、常備消防を含めた他機関との連携強化を図る。また、地域防災の拠点となる消防団機械倉庫や消防団車両、資機材等を計画的に整備・更新するとともに、防火衣や活動服、安全靴など装備の充実強化を推進する。 【消防】 ⑥ 避難対策 広域避難場所を記載した地域版ハザードマップの作成を促進するとともに、外国人対応としては、避難所や避難経路等を示す多言語の看板を設置し、さらに、外国人等と意思疎通が容易になるようにコミュニケーションカード等を整備する。（再掲） 【政策】
--	--

1-3 津波・高潮等による多数の死傷者の発生

脆弱性評価	対応方策
① 河川、海岸施設等の状況 河川の河口部や堤防が低く断面も小さい箇所があるため、高潮に対する安全度が低い地域が存在するとともに、海岸堤防の老朽化により亀裂、ズレが発生していることから海岸堤防の整備・補修等、適正な保全を図る必要がある。 ② 避難誘導の体制等 道路の浸水や交通渋滞による逃げ遅れが発生するおそれがあるとともに、海拔、避難等表示が整っていない、海岸に近い地域に垂直避難可能な施設が限られている状況である。 また、自力での避難が困難で手助けが必要な要援護者への対応が必要である。 ③ 地域における災害対応力 津波・高潮からの逃げ遅れを防ぐためには、それぞれの地域で声を掛け合い協力して避難する等、地域における災害対応力の向上が重要であるが、地域によりばらつきがあるため、市民への周知を進める必要がある。	① 津波・高潮対策の促進 河川及び海岸施設について、国、県と連携して、高潮対策の促進を図るとともに、耐震強化岸壁の整備を促進する。【都市建設】 農地海岸保全区域（海岸堤防部）について所管の県と連携し、不具合発生個所の補修等、適正な保全を図る。【農水】 ② 避難誘導の体制の整備等 円滑な避難のための道路を計画的に整備する。【都市建設】 津波からの避難要領を調査し、調査結果に基づき、所要の既存公的施設に垂直避難のための外付け階段や転落防止用の柵の設置を検討する。また、速やかな避難行動に役立つ海拔、避難表示の看板等を設置するとともに、熊本市ハザードマップに津波・高潮を追記し、避難行動についてのガイドラインを記載する。【政策】 災害時要援護者避難支援制度への登録を推進するとともに、地域支援者の拡充を図る。【健康福祉】 ③ 地域における災害対応力の向上 自主防災クラブの結成を促進する。また、住民に対する防災教育等により、地域・各戸においてリスク、避難要領等を把握すべきことの周知を図るとともに、津波・高潮発生が予想される場合は地域住民により相互に声掛け避難することを推進する。【政策】【区】

1-4 台風や集中豪雨等の大規模風水害等による広域かつ長期的な宅地等の浸水による死傷者の発生

脆弱性評価	対応方策
① 洪水対策の状況 本市が河川の改修事業に着手したのは昭和 47 年頃であり、既に改修が済んだ箇所においても、老朽化が見受けられる箇所が存在する。また、白川や緑川などの国及び県が管理する河川についても、河川整備計画に基づき改修が進められているが、計画流量には及ばない状況である。更に、近年は 1 日で 1 か月分以上の雨が各地で降り、河川の氾濫・堤防の決壊等による甚大な被害が発生していることを踏まえた河川の整備が必要である。 ② 内水氾濫対策の状況 法面崩壊などによる排水断面の不足や水路狭隘箇所等において、水路からの溢水による道路冠水や浸水被害が発生している。また、水路構造物、既に整備された調整池施設、浸水被害防止を目的として設置された排水施設においても、老朽化が見受けられる箇所が存在するため、その改修等が必要である。	① 洪水対策の推進 治水事業は長期的事業であり、各河川の上流域で頻発している浸水については、解消するまでに非常に長い期間を要することから、河道改修を継続して実施していくとともに、河道への流入量のピークカットを目的とした貯留施設の整備等を併せて計画的に実施する。また、国及び県が管理する河川についても、連携して事業促進を図る。【都市建設】 老朽化が著しい箇所については、護岸補修や根固め等の対策を実施するなど、スポット的な対応を行うとともに、長寿命的な視点でサイクルコストについても検証する。【都市建設】 ② 内水氾濫対策の推進 水路狭隘箇所の解消や老朽化した水路構造物の更新を目的とした水路改良等の整備を行うとともに、調整池施設の整備を適宜行いながら調整池の機能を維持し、併せて内水排除用ポンプ設置を検討する。また、排水施設運転に支障となる故障等については適宜対応を行い、定期的に必要となる維持管理や設備の更新については、年次計画を定めて対応する。【都市建設】 農業用排水機場については、県営事業により計画的に更新を行うほか、補助事業・市単独事業を活用し、適切な補修・点検整備を進める。また、排水路についても補助事業・市単独事業を活用して整備を進める。【農水】 過去の浸水実績を基に選定した重点対策地区(6 地区)への対策事業等を継続して行うとともに、次期計画の策定及び計画に基

③ 避難誘導の体制等 浸水想定域の周知が不十分であり、河川毎に作成したハザードマップのため、住民が理解するためには煩雑である。また、複数河川が氾濫する複合災害の場合は、避難経路や避難場所等の判断が難しい。更に、中小河川は急激に水位が変化し、地域的な影響は限定的だが過去に警戒中の職員が流され死亡した事例があり、慎重な対応が必要である。 また、自力での避難が困難で手助けが必要な要援護者への対応が必要である。 さらに、緊急輸送道路等の道路強化を図るため、橋梁の耐震化や無電柱化、橋梁等の重要構造物の長寿命化を進めるとともに、道路陥没の未然防止に努める必要がある。	づく浸水対策事業を実施していく。【都市建設】 【上下水道】 ③ 避難誘導の体制整備 熊本市ハザードマップを活用して、分かり易い情報発信ができるようにするとともに、地域・各戸においてリスク、避難要領等はそれぞれ異なり、住民に対する防災教育等により、住民自らこれらを把握すべきことの重要性等を周知する。また、自主防災クラブの結成を促進するとともに、風水害の発生が予想される場合に、地域住民がお互いに声を掛け合い避難する体制づくりを推進する。また、過去の被災事例等について紹介し、同種事案の防止を図る。【政策】 災害時要援護者避難支援制度への登録を推進するとともに、地域支援者の拡充を図る。（再掲）【健康福祉】 さらに、道路交通の寸断を防止し、緊急車両の通行や円滑な避難が確保されるよう橋梁の耐震化及び無電柱化を推進するとともに、路面下空洞調査の継続と計画的な修繕、道路冠水対策等による防災機能の強化を図る。また、橋梁・トンネル等の道路施設の信頼性や安全を確保するため、定期点検結果に基づく修繕計画に基づき、予防保全型の維持管理を実施する。【都市建設】
---	---

1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生、後年度にわたり脆弱な状況が継続	
脆弱性評価	対応方策
① 土砂災害対策の状況 市内の森林において、木材生産を目的とした林業を行っている事業体等はなく、適切な森林管理がなされていない。	① 土砂災害の発生予防 森林環境譲与税を活用した適切な森林整備、各地域の民間団体等との協働による森づくり、国・県事業を活用した山地復旧を推進することで、森林の有する多面的機能（山地災害防止、水量調整等）を確保する。【都市建設】

② 危険住宅の状況 土砂災害警戒区域内及びそれ以外にも、崖地等の災害危険区域内に危険住宅が存在する。 ③ 避難誘導の体制 土砂災害ハザードマップがないため、土砂災害警戒区域内の住民に対しては、個別に通知を行い質問対応しているが、必ずしも十分理解されているとは限らない。 また、自力での避難が困難で手助けが必要な要援護者への対応が必要である。 ④ 地域における災害対応力 土砂災害からの逃げ遅れを防ぐためには、地域・各戸の土砂災害リスクを理解しておくとともに、兆候の把握に努め、それぞれの地域で声を掛け合い協力して避難する等、地域における災害対応力の向上を進める必要がある。	② 移転事業等の推進 土砂災害特別警戒区域からの移転等に対する補助事業を推進する。【政策】 危険住宅（事業対象住宅）の除却及び移転に対する支援を実施する。【都市建設】 ③ 避難誘導の体制整備等 本市ホームページの災害モードにより土砂災害警戒区域を表示（熊本市ハザードマップに土砂についての情報を記載）し、土砂災害のおそれのある区域の周知に努めるとともに、土砂災害警戒区域等の警戒避難体制の充実を図る。【政策】 災害時要援護者避難支援制度への登録を推進するとともに、地域支援者の拡充を図る。（再掲）【健康福祉】 ④ 地域における災害対応力の向上 自主防災クラブの結成を促進する。また、住民に対する防災教育により、地域・各戸においてリスク、避難要領等はそれぞれ異なり住民自らこれらを把握すべきことの重要性等を周知し、土砂災害発生が予想される場合に、地域住民がお互いに声を掛け合い避難する体制の整備を推進する。 【政策】
--	---

1-6 情報伝達の不備等（真意が伝わらない場合を含む。）による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	
脆弱性評価	対応方策
① 情報伝達手段 住民に対する主要な情報伝達手段として、緊急速報メール、緊急告知ラジオ、防災行政無線、災害情報メール等があるが、緊急速報メールやLアラート、緊急告知ラジオ等、一括して発信する機能がなく、情報発信手段ごとにそれぞれ対応しているため、情報発信に	① 行政による情報処理・発信体制の整備 新防災情報システム構築時に情報発信要領を簡素化するとともに、市民が容易に必要な情報を入手できるよう、引き続き、防災行政無線、Lアラート、防災ポータルサイト等に発信を行う。また、災害時に比較的つながりやすいとされる SNS の活用体

時間を要する。また、防災行政無線が設置されていないエリアや、防災行政無線が聞き取りにくい場合がある。 ② 情報発信内容・要領等の状況 情報発信の意味（危険性や取るべき行動等）が正確に住民に伝わらない場合がある。（基礎的な知識不足、思い込み等に起因） 情報伝達の副次的経路として、区役所・消防署間など現場レベルでの情報共有も有効な手段であるが、相互の非常態勢について理解の程度にばらつきがあり、緊急な情報伝達が必要な場合において迅速性に欠けるため、円滑な情報共有を図る必要がある。 ③ 要配慮者の状況 防災情報、避難指示等の情報が伝わりにくい要援護者で、災害時要援護者避難支援制度へ未登録の者が多数存在する。 また、外国人に対する情報発信（多言語による情報伝達等）が必要である。	制を整備するとともに、市ホームページを最新の状態に更新できる体制の構築を図る。さらに、通信分野の技術動向を注視し、必要な通信技術の導入を進める。【政策】 ② 情報発信内容・要領等の改善 住民が正確に理解できるような情報発信に努めるとともに、住民が情報を正確に理解できるよう災害情報に関する知識の普及、災害情報配信システムの周知等に努める。また、地域の防災組織等と連携した災害情報の伝達、避難の呼びかけ等、災害対応を想定した取組を進める。 【政策】 【区】 区役所と消防機関との連携体制を平時から強化し、有事の際の円滑な情報共有を図る。【区】 ③ 要配慮者への対応 洪水及び土砂災害のリスクが高い区域にある要配慮者利用施設の管理者等による避難確保計画作成・報告及び訓練の実施を促進する。【政策】 地域における声掛けを促進し、災害時要援護者避難支援制度への登録を推進するとともに、地域支援者の拡充を図る。【区】【健康福祉】 外国人向け防災カードを作成・配布するとともに、ホームページやK-SAFEを活用して、外国人等を対象に多言語での災害情報を配信する。また、K-SAFEや国際交流会館における情報発信についての周知を図る。 【政策】
---	---

1-7 猛暑による多数の熱中症患者・死者の発生	
脆弱性評価	対応方策
① 気温上昇抑制策の状況 気候変動による気温上昇は、今後も一定程度進むことが予測されているが、特に都市のヒートアイランド対策は十分ではない。 ② 熱中症対策の現状 テレビ等の気象情報による熱中症への注意喚起や学校等における対応はなされているが、各家庭等に対する熱中症に関する普及啓発や注意喚起が十分でない。	① 気温上昇抑制策の推進 都市におけるヒートアイランド対策としては、地表面被覆の改善や人工排熱の低減による気温上昇の緩和のほか、熱がよどまないようにするために、市街地形態の改善を推進する。【環境】 ② 熱中症への対応 熱中症の予防と応急対策に係る知識の普及、熱中症対策関連情報の周知を図る。特に高齢者や子ども、障がい者・障がい児へのサポートに注力する。【健康福祉】

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む。）とともに、被災者等の健康・避難生活環境を確保し、災害関連死を最大限防ぐ

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	
脆弱性評価	対応方策
① 物資供給体制の状況 南海トラフ地震が発生した場合、主要幹線の被災や物流・交通が被災地等に集中し、国内流通に大幅な支障をきたし、本州等からの物資の供給が期待できなくなる恐れがある。 ② 水道の状況 水道管、配水池、ポンプ場等の水道施設が地震、浸水、土砂災害等で被災した場合や大規模停電が発生した場合、断水が広範囲となる。	① 物資供給体制の整備 災害時応援協定による物資調達の実効性を確保するとともに、大規模災害時に円滑に物資を供給できる体制を整備する。この際、真に避難者にとって必要な分野について、企業、J A等との物資供給協定の締結を推進するとともに、要請に基づき措置が円滑に実施されるための体制を整備し、九州域内における流通在庫備蓄及び供給体制の整備を推進する。【政策】【文化市民】【経済観光】【農水】 ② 給水体制の強化 地震被害を最小限にするため、耐震性のない水道管、配水池、ポンプ場等の水道施設について、計画的に更新を行う。また、重要給水施設に至る水道管について新規に耐震化を図るとともに、水融通管や補給管を新設・更新し、バックアップ体制を強化

③ 物資輸送ルートの状況

広域的な陸路の断絶による地域の孤立を防止するため、緊急輸送機能や社会経済活動が確保されるよう、広域的な幹線道路ネットワーク整備の促進を図る必要がある。また、道路災害により道路が喪失した場合、救助救出活動や支援等に支障が生じるため、代替路や道路ネットワーク化も含め道路機能が十分発揮できるように道路整備を推進するとともに、国事業による整備を促進する必要がある。

さらに、緊急輸送道路等の道路強化を図るため、橋梁の耐震化や無電柱化、橋梁等の重要構造物の長寿命化を進めるとともに、道路陥没の未然防止に努める必要がある。（再掲）

熊本港は重要港湾であるが、耐震強化岸壁が未整備であり、被災により、災害対応拠点としての機能が停止する恐れがある。

さらに、災害対策用貯水施設の整備や充水拠点への給水塔整備により、災害時における円滑な給水を可能にする。また、その他の災害に対しても大規模断水が生じないように対策工事を実施する。【上下水道】

水道BCPや毎年の応急給水計画を策定するとともに、防災訓練の実施により体制を強化する。【上下水道】

現在、「災害時における井戸水の提供に関する協定」は、89社90か所と締結しているが、災害時における井戸水提供の協力企業の拡大を図る。【環境】

③ 物資輸送ルートの確保に向けた施設整備

広域的な陸路の断絶による地域の孤立を防止するため、緊急輸送機能や社会経済活動が確保されるよう、広域的な幹線道路ネットワーク整備の促進を図る。また、代替路や道路ネットワーク化も含め道路機能が十分発揮できるよう道路整備を推進するとともに、国事業による整備を促進する。

さらに、道路交通の寸断を防止し、緊急車両の通行や円滑な避難が確保されるよう橋梁の耐震化及び無電柱化を推進するとともに、路面下空洞調査の継続と計画的な修繕、道路冠水対策等による防災機能の強化を図る。また、橋梁・トンネル等の道路施設の信頼性や安全を確保するため、定期点検結果に基づく修繕計画に基づき、予防保全型の維持管理を実施する。（再掲）【都市建設】

大規模災害発生時においても支援物資、支援部隊の輸送といった災害対応拠点としての機能を確保するため、熊本港における耐震強化岸壁の整備を促進する。【都市建設】

④ 家庭、企業の災害備蓄 備蓄の必要性については認識されてきているものの、実際に備蓄をしているかについては家庭ごと、企業ごとで大きな差がある。	④ 家庭内、企業内備蓄の推進 家庭内・企業内備蓄の必要性、効率的な備蓄方法の周知・情報提供等により、1週間分以上の家庭内、企業内備蓄を推進する。【政策】【健康福祉】【区】 また、福祉避難所となる福祉施設等における食料・飲料水の備蓄を推進する。【健康福祉】
--	---

2-2 避難所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援機能の麻痺	
脆弱性評価	対応方策
① 避難所の状況 市指定避難所は、小・中学校や市管理施設を最大限指定しており、熊本地震時の避難者数の約11万人は収容可能と考えられるが、避難所が被災した場合や想定以上の避難者があった場合は、収容が困難になる恐れがあるため、平時から体制を整備する必要がある。 ② 福祉避難所・福祉子ども避難所の状況 災害の規模によっては、現在の受入可能数を超える避難者が発生することが考えられるため、更なる拡充が求められる。また、平時から福祉避難所・子ども避難所の運営が確保できる体制を構築する必要がある。 ③ 避難所以外への避難者 避難所の容量やプライバシー、ペットなどの問題により、避難所に避難できない市民が、避難所以外で長期間滞在することが考えられるため、車中泊者など指定避難所以外の被災者を想定した対策が必要である。	① 避難所の確保 避難所となる施設の構造体や非構造部材、建築設備の耐震安全性強化を計画的に実施する。【都市建設】 大規模災害時に地域で活用する指定避難所以外の施設については、事前にリストアップしておき避難所確保を図る。【区】 ② 福祉避難所・福祉子ども避難所の確保体制強化 福祉避難所・福祉子ども避難所の協定施設数の拡充を進める。また、定期的な訓練を利用関係者や周辺住民と協働で実施し、周知にもつなげていく。【健康福祉】 ② 避難所以外への避難者への対応 指定緊急避難場所の機能確保を図るとともに、校区防災連絡会・避難所運営委員会の体制整備を進め、避難所運営委員会を核として地域・行政・施設が連携した避難所運営体制の構築と強化を図り、避難所以外への避難者や車中泊の避難者の情報についても把握する。避難所運営委員会未設置の地域については、地域の防災組織により情

	報整理するとともに対策本部とのネットワークを構築し対応する。【政策】【都市建設】【区】
--	---

2-3 警察、消防等による救助・救急活動等の絶対的不足、支援ルートの途絶による救助・救急活動の麻痺

脆弱性評価	対応方策
① 常備消防の状況 消防力の更なる向上のため、車両、資機材等の更新及び充実・強化を推進するとともに、実践的な訓練施設や研修体制の充実、資格の取得、教育機関への派遣等を継続していく必要がある。また、大規模災害時の応援体制及び受援体制の更なる強化を図る必要がある。	① 常備消防の強化 広域応援を含めた災害対応力強化のため、最新鋭の車両への更新、高度救助資機材の整備、テロ対応資器材の整備、ホースや空気呼吸器等の消防隊装備品の整備等、車両・資機材の機能強化を図るとともに、実践的な訓練施設や職員の研修体制の充実、資格の取得、教育機関への派遣等を実施する。また、大規模災害時に備え、関係機関との連携訓練等を行うとともに、広域支援を視野に宿営地の確保等の受援体制を構築する。さらに、消防指令センターや耐震性を有する防火水槽等の消防防災施設の整備、防災拠点となる消防施設の耐震化等による防災基盤の整備を進めるとともに、常備消防の強化のために広域化等の検討を進める。【消防】
② 消防団の状況 地域防災力の向上に必要不可欠な防災リーダーである消防団員が年々減少し、地域防災力の低下が懸念されており、近年、頻発する大規模災害に対応するためには、機能別消防団員を含めた消防団の入団促進及び育成指導並びに常備消防を含めた他機関との連携強化が必要である。また、消防団活動を充実させるための施設、装備等の充実が必要である。	② 消防団の体制強化 地域防災力向上のため、若い世代の消防団（機能別消防団員含む）への入団を促進するとともに、大規模訓練等を実施し、常備消防を含めた他機関との連携強化を図る。また、地域防災の拠点となる消防団機械倉庫や消防団車両、資機材等を計画的に整備・更新するとともに、防火衣や活動服、安全靴など装備の充実強化を推進する。（再掲）【消防】

③ 救急体制の状況

救急業務に従事する救急救命士については、今後の職員の昇任、大量退職等に伴い計画的に維持していく必要がある。また、救急事案でのポンプ救急連携活動は増加傾向にあり、ポンプ隊員の救急対応力の強化が必要である。

④ 支援ルート（道路・港湾等）の状況

広域的な陸路の断絶による地域の孤立を防止するため、緊急輸送機能や社会経済活動が確保されるよう、広域的な幹線道路ネットワーク整備の促進を図る必要がある。また、道路災害により道路が喪失した場合、救助救出活動や支援等に支障が生じるため、代替路や道路ネットワーク化も含め道路機能が十分発揮できるように道路整備を推進するとともに、国事業による整備を促進する必要がある。

熊本港は重要港湾であるが、耐震強化岸壁が未整備であり、被災により、災害対応拠点としての機能が停止する恐れがある。

⑤ 道路閉鎖等による通行障害

電柱が倒壊した場合、道路が閉鎖され通行障害により、緊急車両の通行や円滑な避難に支障が生じる。また、道路施設が被災した場合、道路閉鎖による通行障害や、被害の拡大が生じることから、道路施設の機能強化による安全性確保が必要である。さらに、老朽化した橋梁・トンネル等の道路施設は、災害に対し脆弱であることから、施設の信頼性や安全を確保する必要がある。

⑥ 市民救護能力の状況

市民の主体的な救護能力の向上に向け、応急手当講習の受講者数増加への取組が必

③ 救急体制の強化

今後の救急需要増大に対応するため、効率的な部隊運用を図るための救急隊の増隊や検討を行うとともに、救急救命士及び救急有資格者等の養成を計画的に行う。

【消防】

④ 支援ルート（道路・港湾等）の整備

広域的な陸路の断絶による地域の孤立を防止するため、緊急輸送機能や社会経済活動が確保されるよう、広域的な幹線道路ネットワーク整備の促進を図る。また、代替路や道路ネットワーク化も含め道路機能が十分発揮できるよう道路整備を推進するとともに、国事業による整備を促進する。（再掲）【都市建設】

熊本港における耐震強化岸壁の整備を促進し、大規模災害発生時においても支援物資、支援部隊の輸送といった災害対応拠点としての機能を確保する。（再掲）【都市建設】

⑤ 道路閉鎖等による通行障害対策

道路交通の寸断を防止し、緊急車両の通行や円滑な避難が確保されるよう橋梁の耐震化及び無電柱化を推進するとともに、路面下空洞調査の継続と計画的な修繕、道路冠水対策等による防災機能の強化を図る。また、橋梁・トンネル等の道路施設の信頼性や安全を確保するため、定期点検結果に基づく修繕計画に基づき、予防保全型の維持管理を実施する。【都市建設】

⑥ 市民救護能力の向上

応急手当に対する市民意識向上のため、市政だより等により普及啓発を推進すると

要である。また、今後の救急需要は、高齢化率の上昇に伴い増加すると見込まれ、高齢者福祉施設からの救急要請の増加に伴い、施設職員の緊急時対応力の向上が必要である。	ともに、救命入門コース（AED 講習等）を積極的に展開する。さらに、高齢者福祉施設等と連携し、施設職員への講習を積極的に展開する。【消防】
--	--

2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	
脆弱性評価	対応方策
① エネルギー確保のための体制等 市とガソリンスタンドとの間で、平時から石油の受け入れ態勢を整備する必要がある。また、東西環境工場のごみ焼却時の電力や余熱を近隣の市施設に供給しているが、供給範囲が限定的であり、救助・救急、医療活動のための非常用電源を確保する必要がある。 ② 救助・救急のためのエネルギーの状況 防災拠点施設として位置づけられている消防施設において非常用電源設備を整備しているが、外部からの燃料供給なしで72時間連続稼働ができない施設が存在するため、人命救助の観点から72時間・無給油稼働ができる非常用電源設備への更新等が必要である。また、民間との災害協定により緊急車両の優先的な給油体制を確保しているが、災害の規模によっては給油所が使用できず、燃料補給車のみでは燃料が不足し、消防活動に支障が出る恐れがあるため、燃料供給体制を整備する必要がある。 ③ エネルギー供給環境 電柱が倒壊した場合、道路閉鎖による通行障害が生じるとともに、電力等の供給断	① エネルギー確保のための体制の強化 石油小売会社等と市との供給協定を締結し、エネルギーの確保に努める。【政策】 西部環境工場の電力を、自営線を通じて近隣の城山公園に供給するとともに、EVの活用について日産自動車株式会社と連携協定を締結しており、城山公園にEV充電設備を設置する。災害時には、日産との協定に基づきEVを動く電池として活用し、病院、避難所、各家庭等に電力を供給する。【環境】 ② 救助・救急のためのエネルギー確保 消防施設の非常用電源設備（72時間無給油稼働可）の整備及び維持管理を行っていくとともに、緊急車両の自家用給油取扱所の設置等の補給体制を構築する。【消防】 ③ エネルギー供給に向けた対策 道路交通の寸断を防止し、緊急車両の通行や円滑な避難が確保されるよう橋梁の耐

絶が発生することから、緊急車両の通行やエネルギー供給の耐災害性を強化するため、道路の無電柱化を推進する必要がある。 また、緊急輸送道路等の道路強化を図るため、橋梁の耐震化、橋梁等の重要構造物の長寿命化を進めるとともに、道路陥没の未然防止に努める必要がある。 さらに、道路啓開等の早期復旧における、協会との協定整理、これらとの契約体系が関係課間で整理されていない。	震化及び無電柱化を推進するとともに、路面下空洞調査の継続と計画的な修繕、道路冠水対策等による防災機能の強化を図る。 また、橋梁・トンネル等の道路施設の信頼性や安全を確保するため、定期点検結果に基づく修繕計画に基づき、予防保全型の維持管理を実施する。（再掲）【都市建設】 さらに、道路啓開等の早期復旧を図り、エネルギー供給の途絶を防止するため、大規模災害時道路関連初動マニュアルを策定する。【都市建設】
--	---

2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（旅行者・観光客等）の発生

脆弱性評価	対応方策
① 帰宅困難者の予測 本市においては、これまでに大量の帰宅困難者が発生する状況を経験したことがなく、帰宅困難者の実態把握が不十分である。	① 帰宅困難者に関する情報収集体制の整備 帰宅困難者に関する情報を把握できるよう、関係機関、施設等との連絡体制を構築する。また、帰宅困難者に対する情報伝達手段の確保及び周知に努め、外国人等に対しては、外国人向け防災カードを作成・配布するとともに、ホームページやK-SAFEを活用して、多言語での災害情報を配信する。また、K-SAFEや国際交流会館における情報発信についての周知を図る。【政策】 【経済観光】
② 帰宅困難者の受入れ体制 各施設においては、一時的な受け入れは可能であるが、大量かつ長期の帰宅困難者が発生した場合の受入れ機能が整っていないことから、受け入れ態勢を整える必要がある。また、外国人への対応体制の整備が必要である。	② 帰宅困難者の受入れ体制の整備 桜町・花畑地区や熊本駅周辺地区等において、災害時に帰宅困難者等の受入やボランティアセンターなど、様々な用途として活用可能な空地（オープンスペース）を整備する。また、桜町・花畑地区においては、周辺企業と連携したエリア防災計画等を策定するとともに、桜町ビルに水、食糧を備蓄する。【経済観光】【都市建設】【健康福祉】 指定避難所における帰宅困難者の一時受

③ 帰宅困難者の輸送体制 帰宅困難者の輸送手段については、その時の状況に応じて調整する必要がある。	け入れ態勢を確立するとともに、支援物資及び輸送体制を確保する。 【文化市民】【経済観光】【区】 民間の観光施設における来場者への対応について、緊急連絡体制の整備及び観光地周辺の避難所の周知を行う。【経済観光】 中心市街地のオフィスビル等において、災害発生時に立地企業の従業員も帰宅困難者となりうる可能性が大きいことから、備蓄倉庫等が設置された高機能オフィスビル建設の支援を行う。【経済観光】 ③ 帰宅困難者の輸送体制の整備 帰宅困難の状態が長期化する場合の県外輸送の体制を構築する。【経済観光】【都市建設】
--	--

2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	
脆弱性評価	対応方策
① 医療体制の状況 多くの傷病者の発生で医療ニーズが増大し、不足のない医療の提供が求められる中、医療施設等の損害、ライフラインの途絶、医薬品や従事者の不足が危惧されることから、平時から災害時の医療体制を整備する必要がある。 ② 人工呼吸器装着者の状況 人工呼吸器装着者のうち、希望者には個別避難支援プランを作成し、避難先病院の確認などを行っているが、災害時には、避難先病院が被災している可能性もあり、人工呼吸器のバッテリーや酸素の残量が少ない場合、生命に直結する問題である。	① 医療体制の確保 初災時には、必要となる資器材や医薬品・従事者の速やかな確保、コーディネート体制の確立、情報収集・発信体制の確立などが求められ、平時から、関係機関等と連携し災害医療提供体制の充実を促進する。【健康福祉】 ② 人工呼吸器装着者への対応 人工呼吸器装着者は災害時要援護者避難制度に登録されている方や、難病に該当される方もいるので、担当部署で該当者を把握し、名簿を整備する。また、電源や酸素の確保について、医療機器メーカー、医療ガス配給業者、訪問看護ステーション、避難先病院など、関係機関との連携を図る。【健康福祉】

③ 支援ルート（道路等）の状況 広域的な陸路の断絶による地域の孤立を防止するため、緊急輸送機能や社会経済活動が確保されるよう、広域的な幹線道路ネットワーク整備の促進を図る必要がある。また、道路災害により道路が喪失した場合、救助救出活動や支援等に支障が生じるため、代替路や道路ネットワーク化も含め道路機能が十分発揮できるように道路整備を推進するとともに、国事業による整備を促進する必要がある。 さらに、緊急輸送道路等の道路強化を図るため、橋梁の耐震化や無電柱化、橋梁等の重要構造物の長寿命化を進めるとともに、道路陥没の未然防止に努める必要がある。（再掲）	③ 支援ルート（道路等）の整備 広域的な陸路の断絶による地域の孤立を防止するため、緊急輸送機能や社会経済活動が確保されるよう、広域的な幹線道路ネットワーク整備の促進を図る。また、代替路や道路ネットワーク化も含め道路機能が十分発揮できるよう道路整備を推進するとともに、国事業による整備を促進する。 さらに、道路交通の寸断を防止し、緊急車両の通行や円滑な避難が確保されるよう橋梁の耐震化及び無電柱化を推進するとともに、路面下空洞調査の継続と計画的な修繕、道路冠水対策等による防災機能の強化を図る。また、橋梁・トンネル等の道路施設の信頼性や安全を確保するため、定期点検結果に基づく修繕計画に基づき、予防保全型の維持管理を実施する。（再掲）【都市建設】
--	--

2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	
脆弱性評価	対応方策
① 感染症の発生・まん延防止の必要性 感染症の発生予防・まん延防止のため、平時から予防接種を促進することが必要である。また、感染症の発生状況が確認出来るよう平時からサーベイランスを実施しているが、災害時は情報が伝達されないことから、情報を共有する仕組みが必要である。 ② 避難所等の衛生管理 避難所などの密集した環境下では、インフルエンザ、感染性胃腸炎などの感染症が拡大するリスクが高く、衛生管理については、基本的に避難所運営マニュアルに規定しているが、マニュアル未作成の避難所があるため、マニュアルの作成を促進する必	① 感染症の発生・まん延防止の体制の整備 予防接種のさらなる促進を行い、災害時でも感染症の発生状況が報告される体制を整える。【健康福祉】 ② 避難所等の衛生管理体制の強化 避難所運営マニュアルに衛生管理について記述を行い、トイレ、換気、土足禁止等の衛生管理を徹底する。また、避難所等における消毒液、マスク等の供給体制を整備する。【政策】 発災時は、保健師等が避難所等を巡回

要がある。 ③ 感染症診断・治療の必要性 災害時は医療機関も被災するため、診療不可となり、感染症患者が発生しても受診遅延、治療遅延となり、感染症がまん延することが危惧されることから、感染症の予防体制を平時から整える必要がある。 ④ 被災地における防疫体制の構築 感染症等の大規模発生時には、自市のみでの対応が困難となるため、近隣自治体との連携が必要である。	し、保健衛生の指導や避難者の健康管理を行う。また、避難所運営において保健衛生・健康管理にあたるよう、避難所担当職員向け研修を行う。【健康福祉】 ③ 感染症診断・治療の体制の整備 医療機関の診療状況の情報を入手し、感染症患者の早急な受診を促進する。診断に必要な検査が出来るよう関連機関との連携を図る。また、市民に対して感染拡大防止のための助言を行う。【健康福祉】 ④ 被災地における防疫体制の構築 九州・山口で感染症に対する広域協定を締結しているため、連絡体制の定期的な確認、情報共有などを図る。【健康福祉】
---	--

2-8 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生、多数の災害関連死の発生	
脆弱性評価	対応方策
① 居住環境 指定避難所ごとに避難所開設・運営マニュアルを作成し、要配慮者への対応を含めた居住スペース等について検討しているが、進捗については避難所により異なる。 段ボールベッド等の供給については、関連業者と協定を締結している。 平成28年熊本地震の際、拠点避難所においては、布団掃除機の購入、シャワーの設置、洗濯スペースの設置、配布弁当の食品成分表示によるアレルギー対応等、衛生面における環境整備を行ったが、平時から衛生面の対策を整える必要がある。 ② 生活インフラの状況 指定避難所等の非常用電源は極めて限られている。	① 居住環境の改善 校区防災連絡会、避難所運営委員会の設立を促進し、指定避難所ごとの避難所開設・運営マニュアルの作成を推進するとともに、訓練・マニュアルの改善等により避難所の開設・運営体制の充実を図る。【政策】 平成28年熊本地震の際に実施した衛生面における環境整備を参考に、今後は更に速やかに円滑に実施できる体制を整える。【健康福祉】 ② 生活インフラの改善 協定等により、電気自動車、電気バスを避難所等での電源として確保する。【政策】

指定避難所となる小・中学校にマンホールトイレ、貯水機能付給水管等の整備を引き続き進める必要がある。 空調設備については、全小中学校の普通教室及び使用頻度の高い特別教室に、令和元年度中に設置を完了する予定である。 ③ 衛生管理・健康管理の状況 避難生活においては、様々な要因により衛生環境が悪化しがちである。また、精神的・肉体的疲労や不自由な生活環境から誤嚥性肺炎など健康状態が悪化する恐れがある。このため、保健師等が避難所等を巡回し、保健衛生の指導や避難者の健康管理を行う必要がある。 ④ 物資供給の状況 大規模災害の初期段階においては、状況の把握が難しく、物資も不足しがちであるため、地域防災計画に基づき、物資供給班を編成し、避難所のニーズに応じた物資を供給する態勢を構築する必要がある。 ⑤ 被災者の精神的ケア 長期の避難所生活は、先行きに対する不安や緊張、疲労等から精神的ストレスも大きいいため、精神的ケアをする仕組みを整える必要がある。	熊本市下水道総合地震対策計画（第2期）に基づき、設置条件を満たす小・中学校や防災拠点に対してマンホールトイレを整備する。【上下水道】 また、小・中学校へ貯水機能付給水管等の整備を推進するとともに災害時に必要な機能の確保を図る。【教育】【上下水道】 ③ 衛生管理・健康管理 避難所以外の避難者把握のための巡回時に、衛生面や誤嚥性肺炎予防の口腔ケアなど健康状態の悪化を防ぐ助言を行う。【健康福祉】 避難所生活の長期化を防ぐため、仮設住宅への移行や被災者の生活再建への支援を行う。【政策】【都市建設】 ④ 物資供給体制の整備 発災後速やかに「物資供給オペレーションセンター」を設置し、避難所へ円滑に物資供給ができるよう体制を整備する。この際、管理栄養士により栄養バランス、食物アレルギー対応食事等について助言できる体制についても整備する。【政策】【健康福祉】 また、「災害時における応急対策に関する協定書」に基づく、JA への要請とこれに対する措置が円滑に実行されるための体制づくりを推進する。【農水】 ⑤ 被災者の精神的ケア 被災者支援の態勢を速やかに構築できるよう、被災者支援のための制度整備を推進する。 また、被災者に対し、被災者支援や復旧・復興等に関する情報の提供や、被災者が交流できる施設の設置等が速やかにできる体制を整備する。【各局・区】
---	--

3 必要不可欠な防災拠点を含む行政機能は確保する

3-1 市本庁舎等、防災拠点施設の被災による機能の大幅な低下	
脆弱性評価	対応方策
① 市役所本庁舎の状況 現在の市役所本庁舎は、昭和 54 年に着工した建築物で当時の建築基準法に準拠して建築されているが、耐震性能評価を実施した結果、防災拠点及び一般施設として平成 12 年の法改正を踏まえた現行の建築基準法等が求める耐震性能を有していないことが判明した。しかし、耐震改修は実現困難な状況である。また、経年相当の設備の劣化がみられる。 白川が市街地付近で氾濫した場合は市役所本庁舎も最大約 6 m の浸水の恐れがある。 基幹系システムや庁内ネットワークのサーバーについては、データセンターに設置し、データのバックアップを定期的実施するとともに、庁内ネットワークのデータは耐火金庫に、基幹系システムのデータは市外の遠隔地へ保管しているが、基幹系システムはクラウド化されていない。 (熊本地震においては、防災拠点施設のうち、特に、災害対策本部及び区対策部等について、災害発生時の即時使用及び機能確保が重要であることが再認識された。) ② 市役所本庁舎以外の状況 防災拠点施設として位置づけられている公共施設等を適正に維持するため、各種保守点検及び修繕等を実施しているところであるが、経年劣化による機能低下が懸念されることから、今後、公共施設等総合管理計画等に基づき、計画的に整備する必要がある。さらに、公共施設の老朽化により、非構造部材等の落下事故等が増加しているところであり、落下事故対策についても計	① 市役所本庁舎の対策 市役所本庁舎の耐震性能を確保する。市役所本庁舎の在り方については、あらゆる情報を積極的に公開し広く意見を聴取しながら、丁寧かつ迅速に進めていく。また、本庁舎の水害対応力の強化について検討する。更に、白川等の河川改修事業を促進し、氾濫の危険性低下を図る。【政策】【総務】【都市建設】 市役所本庁舎被災時やデータセンターの機能が停止した場合、庁内ネットワークにおいては、クラウドのみでも一部業務ができるよう構築しており、基幹系システムについても、今後クラウド化する検討を推進する。【総務】 ② 市役所本庁舎以外の対策 防災拠点のうち、特に、災害対策本部及び区対策部等について、防災拠点施設としての耐震性能を有するか確認できない建築物については、早急に耐震診断を実施し、その結果を踏まえ、耐震安全性の確保に取り組んでいく。また、非構造部材、建築設備の安全性強化を推進する。【都市建設】

画的に整備を進める必要がある。 ③ 消防施設の状況 消防施設についても、前述のとおり、経年変化による機能低下が懸念される。 特に、指令センターが被災した場合、市民からの119番の受付や出動車両に対する指令など通信機能が停止してしまう恐れがある。このため万一、指令システムが使用できなくなった場合でも、何らかの方法で業務の継続とシステムの機能維持について事前に対処しておく必要がある。	③ 消防施設の機能強化 防災拠点としての機能を果たせるよう消防施設の耐震化等を図るとともに、改修及び建て替えを計画的に行っていく。また、貯水槽、雨水ろ過設備等の設置について検討する。【消防】 大規模災害時における指令システムの機能停止を防ぐため、代替施設の確保や他施設でのデータのバックアップ対応を図る。 更に、消防救急デジタル無線の回線については、多重無線回線が断絶した場合に備え、回線の二重化を行う。【消防】
--	---

3-2 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	
脆弱性評価	対応方策
① 職員の状況 大規模災害においては、職員も被災等により、限られた職員で業務を遂行する必要がある。このため、複数の業務の遂行や相互のバックアップが必要となる。また、災害を想定した対応マニュアル、BCP、受援計画等を策定しているが、職員への周知や理解が不足している。 ② 施設等の状況 公共施設の老朽化により、非構造部材等の落下事故等が増加していることから、落下防止のための改修を進める必要がある。 ③ 電算システム等の状況 一部のシステム（HAW ネット）はデータセンターではなく、市施設内でのサーバー運用を行っており、被災した場合は利用できなくなる可能性がある。（基幹系システムや庁内ネットワークのサーバーについては、データセンターに設置している。ま	① 職員の対応 各局（対策部）の実動マニュアルを整備してBOS Sシステムに反映するとともに、これを活用して全職員に対応要領を周知し、何をすべきかが理解容易で相互に補完できる体制を整備する。この際、災害対応を経験した職員の活用に留意する。また、訓練、研修等を継続し、職員の災害対応力を向上する。【政策】【区】 ② 施設等の対応 公共施設の構造体や非構造部材の耐震安全性強化を推進する。【都市建設】 ③ 電算システム等の対応 HAW ネットの基幹系システムへの統合とデータセンターへのサーバー移設、基幹系システムのクラウド化について、検討を推進する。【総務】

た、データのバックアップを定期的を実施し、庁内ネットワークのデータは耐火金庫に、基幹系システムのデータは市外の遠隔地へ保管している。）	
---	--

4 必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 電力供給停止、サーバーのダウン等による情報通信の麻痺・長期停止	
脆弱性評価	対応方策
① 電力供給体制の状況 本庁舎の発電設備は、大雨による浸水対策として、発電機本体を4階へ移設した。また、本庁舎の発電機付帯設備の移設工事については、令和元年度に完了した。 防災拠点、指定避難所等で非常用電源として使用可能な太陽光発電設備を41施設に導入しており、うち10施設は蓄電池を併設しているが、施設数、容量ともに充実させる必要がある。 ② 消防施設等の電力供給体制の状況 消防施設及び指令システムの非常用電源設備は、設置から20年以上経過しており、経年劣化等により長時間の連続稼働が困難となる恐れがあるため、計画的な更新が必要である。 ③ 情報通信設備の状況 ホームページのサーバーは非常用電源の独立確保、データのバックアップ、クラウド化、通信回線の二重化は既に対応済である。 本庁舎のマシン室に設置している基幹系システムの主要な機器については非常用電源に接続している。基幹系システムや庁内ネットワークのサーバーについては、データセンターに設置している。また、データのバックアップを定期的を実施し、庁内ネ	① 電力供給体制の強化 本市が出資している地域エネルギー会社とのエネルギーマネジメント事業にて、今後、防災拠点に大型蓄電池を整備する。【環境】 再生可能エネルギー導入推進基金事業を活用し、太陽光発電設備と蓄電池を導入する（令和2年度に1施設）。【環境】 防災拠点施設の非常用電源確保を計画的に推進する。【都市建設】 ② 消防施設等の電力供給体制の確保 消防施設及び指令システムの非常用電源設備については、連続72時間以上安定稼働が可能な設備を導入するとともに、計画的な更新を推進する。【消防】 ③ 情報通信設備の強化 市本庁舎倒壊時やデータセンターの機能が停止した場合、庁内ネットワークにおいては、クラウドのみでも一部業務ができるよう構築しており、基幹系システムについても、今後クラウド化する検討を推進する。（再掲）【総務】

ットワークのデータは耐火金庫に、基幹系システムのデータは市外の遠隔地へ保管しているが、クラウド化はされていない。	
---	--

4-2 防災行政無線、緊急告知ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

脆弱性評価	対応方策
① 防災行政無線等の状況 緊急告知ラジオは、コミュニティラジオ局により放送しているが、被災や停電等により使用できなくなる可能性があり、防災行政無線についても被災や停電の長期化により使用できなくなる可能性がある。 情報伝達の副次的経路として、区役所・消防署間など現場レベルでの情報共有も有効な手段であるが、相互の非常態勢について理解の程度にばらつきがあり、緊急の情報伝達が必要な場合において迅速性に欠けるため、情報伝達の体制を整備する必要がある。 ② 市民の情報収集状況 市民が防災情報を収集する方法について知識や情報収集手段の個人差がある。また、地域の自治組織や防災組織における災害時の対応について、その意識や平時の活動状況に違いがある。	① 災害情報伝達手段の強化 災害情報伝達方法について再検討し、あらゆるメディアを活用した情報発信要領を確立する。【政策】 また、区役所と消防機関との連携体制を平時から強化し、有事の際の円滑な情報共有を図る。【区】 ② 市民の情報収集体制の強化 住民へ防災情報の紹介や避難行動についての情報提供を行うとともに、地域の防災組織等へ災害時の避難行動や地域の役割について再認識を図り、地域の防災組織等と連携した災害情報の伝達、避難の呼びかけ等、災害対応を想定した取組を進める。 【区】【政策】

4-3 高齢者や障がいのある人等の災害弱者の情報獲得手段が限られていることによる重要情報伝達の不備

脆弱性評価	対応方策
① 高齢者や障がいのある人等への情報伝達の状況 防災情報、避難指示等の情報が伝わりにくい要援護者が存在している。特に、社会	① 高齢者や障がいのある人等への情報伝達体制の強化 災害時要援護者避難支援制度への登録を推進するとともに、地域支援者の拡充を図

生活の希薄化に伴い、一般的に情報の入手手段も限定されてくる。また、地域により、自治組織や防災組織の意識や活動状況、災害時の対応に差がある。	る。(再掲)【健康福祉】 住民へ防災情報の紹介や避難行動についての情報提供を行うとともに、地域の防災組織等へ災害時の避難行動や地域の役割について再認識を図り、地域の防災組織等と連携した災害情報の伝達、避難の呼びかけ等、災害対応を想定した取組を進める。(再掲)【区】
② 外国人への情報伝達の状況 外国人は、言語や文化・生活習慣の違いが原因となり、防災に関する情報や災害時における緊急情報、避難勧告等が理解できず的確な避難行動がとれない可能性があり、被害を受けることが考えられる。	② 外国人への情報伝達体制の強化 外国人向け防災カードを作成・配布するとともに、ホームページやK-SAFEを活用して、外国人等を対象に多言語での災害情報を配信する。また、K-SAFEや国際交流会館における情報発信についての周知を図る。(再掲)【政策】

5 経済活動（サプライチェーンを含む。）を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による地元企業の生産力の著しい低下

脆弱性評価	対応方策
① 道路・港湾等の整備状況 道路の構造的問題として、ミッシングリンク（接続しきれていない未整備区間）の存在をはじめ、環状機能や代替性など、道路機能が十分確保されていないことや、幹線道路に狭隘な区間があるといった課題がある。また、緊急輸送道路等の道路強化を図るため、橋梁の耐震化や無電柱化、橋梁等の重要構造物の長寿命化を進めるとともに、道路陥没の未然防止に努める必要がある。(再掲) 熊本港は重要港湾であるが、耐震強化岸壁が未整備であり、被災により物流機能が停止する恐れがある。	① 物資輸送ルートの確保に向けた道路・港湾等の整備 代替路や道路ネットワーク化も含め道路機能が十分発揮できるよう道路整備を推進するとともに、国事業による整備を促進する。また、広域的な陸路の断絶による地域の孤立を防止するため、緊急輸送機能や社会経済活動が確保されるよう、広域的な幹線道路ネットワーク整備の促進を図る。さらに、道路交通の寸断を防止し、緊急車両の通行や円滑な避難が確保されるよう橋梁の耐震化及び無電柱化を推進するとともに、路面下空洞調査の継続と計画的な修繕、道路冠水対策等による防災機能の強化を図る。また、橋梁・トンネル等の道路施設の信頼性や安全を確保するため、定期点検結果に基づく修繕計画に基づき、予防保

② 事業者におけるBCP策定状況等 熊本地震を経験しても、企業の事業継続計画（BCP）策定率は低いため、引き続き策定を推進する必要がある。また、緊急保証制度、熊本市経営安定特例資金、セーフティネット保証制度により緊急融資ができるものの、災害時しか使えない為に周知が図れていないことから、事業者に対して周知を進める必要がある。	全型の維持管理を実施する。（再掲）【都市建設】 大規模災害発生時においても物流機能を確保するため、熊本港における耐震強化岸壁の整備を促進する。【都市建設】 ② 事業者におけるBCP策定促進等 災害発生時において、業務の継続・早期復旧のため各企業での事業継続計画（BCP）策定について普及啓発や支援等の情報提供を行う。【経済観光】 信用保証協会、金融機関等と連携した速やかな周知と融資の対応を行う。【経済観光】
---	--

5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響	
脆弱性評価	対応方策
① エネルギー供給体制の状況 東西環境工場のごみ焼却時の電力や余熱を近隣の市施設に供給しているが、供給範囲が限定的であるため、自立型分散エネルギーシステムの構築を進める必要がある。 ② 道路等の整備状況 道路の構造的問題として、ミッシングリンク（接続しきれていない未整備区間）の存在をはじめ、環状機能や代替性など、道路機能が十分確保されていないことや、幹線道路に狭隘な区間があるといった課題がある。また、緊急輸送道路等の道路強化を図るため、橋梁の耐震化や無電柱化、橋梁等の重要構造物の長寿命化を進めるとともに、道路陥没の未然防止に努める必要がある。	① エネルギー供給に向けた体制整備 各事業者に対して、非常時の電源確保だけでなく、常時の省エネを実現する（太陽光などの）再生可能エネルギーや大型蓄電池（EVを含む。）を組み合わせた自立分散型エネルギーシステムの構築の普及啓発を推進する。【環境】 ② エネルギー供給に向けた道路等整備 災害時に道路交通の寸断を防止し、エネルギーの供給を確保するため無電柱化を推進し、代替路や道路ネットワーク化も含め道路機能が十分発揮できるよう道路整備を推進するとともに、国事業による整備を促進する。また、広域的な陸路の断絶による地域の孤立を防止するため、緊急輸送機能や社会経済活動が確保されるよう、広域的な幹線道路ネットワーク整備の促進を図る。

また、災害時の安定的な電力供給に貢献するため、道路照明等のＬＥＤ化が必要である。	さらに、道路交通の寸断を防止し、緊急車両の通行や円滑な避難が確保されるよう橋梁の耐震化及び無電柱化を推進するとともに、路面下空洞調査の継続と計画的な修繕、道路冠水対策等による防災機能の強化を図る。また、橋梁・トンネル等の道路施設の信頼性や安全を確保するため、定期点検結果に基づく修繕計画に基づき、予防保全型の維持管理を実施する。（再掲） さらに、道路照明灯のうち、通常灯の一括ＬＥＤ化に続きトンネル照明等のＬＥＤ化を進める。【都市建設】
---	--

5-3 農地や農水産業用施設等の大規模な被災による生産活動への甚大な影響	
脆弱性評価	対応方策
① 農業の状況 農業用排水機場、農業用ため池等の農業用施設や農道の老朽化が進行している。また、熊本地震の経験を踏まえ、農産物集出荷施設の耐震性の強化が必要である。さらに、台風等の自然災害による農作物被害が深刻化する恐れがあるため、被害の防止または軽減を図る必要がある。 ② 水産業の状況 大規模災害時、漁港施設の被災により水産物の出荷等が停止する恐れがあるため、漁港施設の耐災性の強化を図る必要がある。また、自然災害による干潟漁場への土砂の流入・堆積により漁業活動が停止する恐れがあるため、被害の防止または軽減を図る必要がある。	① 農業への対策 国・県の補助事業を活用し、農業用排水機場、農業用ため池等の農業用施設、農道の更新を推進するとともに、農産物集出荷施設の整備・改修に伴う耐震・免震化を推進する（財政支援）。また、低コスト耐候性ハウス等の気象災害の影響を軽減する施設等の導入を継続的に推進する。【農水】 ② 水産業への対策 機能保全計画に基づき、漁港施設の機能保全や長寿命化を図るとともに、漁場の整備・保全により漁場環境の改善や生産性の向上を推進する。【農水】

5-4 農工業用水の長期間にわたる供給停止による生産活動への甚大な影響

脆弱性評価	対応方策
① 農業用水の状況 農業用水利施設が老朽化しており、機能不全に至った場合の影響が大きいことから、農業用水利施設の適正な管理、更新を進める必要がある。 ② 工業用水の状況 工業用水道事業は、平成5年度に施設整備を完了し、比較的新しい施設であるが、安定供給のために適正な維持管理が必要である。	① 農業用水への対応 頭首工、用水路、農業用ため池などの農業用水利施設を適正に管理、更新する。 【農水】 ② 工業用水への対応 工業用水道施設を適正に維持管理し、必要に応じて修繕・更新工事を実施する。【上下水道】

5-5 道路の寸断、著しい交通渋滞等による物流機能の大幅な低下

脆弱性評価	対応方策
① 道路等の整備状況 道路の構造的問題として、ミッシングリンク（接続しきれていない未整備区間）の存在をはじめ、環状機能や代替性など、道路機能が十分確保されていないことや、幹線道路に狭隘な区間があるといった課題がある。また、緊急輸送道路等の道路強化を図るため、橋梁の耐震化や無電柱化、橋梁等の重要構造物の長寿命化を進める必要がある。 さらに、道路施設の老朽化による通行止めの発生の恐れがあるとともに、老朽化した地下埋設物も多く、道路陥没の危険性が想定されるため、物流機能を確保するための施設整備を進める必要がある。	① 物流機能の確保対策 代替路や道路ネットワーク化も含め道路機能が十分発揮できるよう道路整備を推進するとともに、国事業による整備を促進する。また、広域的な陸路の断絶による地域の孤立を防止するため、緊急輸送機能や社会経済活動が確保されるよう、広域的な幹線道路ネットワーク整備の促進を図る。さらに、道路交通の寸断を防止し、緊急車両の通行や円滑な避難が確保されるよう橋梁の耐震化及び無電柱化を推進するとともに、路面下空洞調査の継続と計画的な修繕、道路冠水対策等による防災機能の強化を図る。また、橋梁・トンネル等の道路施設の信頼性や安全を確保するため、定期点検結果に基づく修繕計画に基づき、予防保全型の維持管理を実施する。（再掲）【都市建設】 基幹的な農道については、県営事業により新設整備を実施する。また、農道パトロールにより発見された異常箇所の保全対策

② 道路の寸断等への対応体制 建設業団体との災害協定に基づき、大規模災害を想定した緊急作業マニュアルを策定し、単価等について毎年更新しているが、緊急時の周知が課題であることから、平時からの周知を図る必要がある。 ③ 交通（移動）手段の状況 防災機能が確保された中心市街地や地域拠点等への自家用車以外の移動手段の確保が課題となっていることから、公共交通機関の機能強化を図る必要がある。	を実施する。【農水】 上下水道管路の適正な維持管理に努め、計画的な施設の改築・更新を実施する。【上下水道】 ② 道路の寸断等への対応体制の強化 毎年、緊急作業マニュアルの更新を行うとともに、建設業団体及び職員への事前周知の徹底を図る。【総務】 ③ 公共交通機関の機能強化 交通渋滞等による緊急輸送道路等の物流機能の大幅な低下を防ぐため、移動手段の多重化を図り、公共交通機関の機能強化を推進する。【都市建設】
---	---

6 生活に最低限必要な電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	
脆弱性評価	対応方策
① 市域への電力等の供給状況 市域内には、発電所、ガス工場（製造所）、石油精製所はなく、他地域から供給されている。このため、これらの供給路の確保が極めて重要であるが、緊急輸送道路等をはじめとする道路の無電柱化が進捗していない。 ② 非常時の電源確保の状況 市では、東西環境工場のごみ焼却時の電力や余熱を近隣の市施設に供給しているが、供給範囲が限定的であるため、非常時の電源確保を進める必要がある。	① 市域への電力等の供給体制の強化 無電柱化を推進し、電力供給の耐災害性の強化及び供給路の確保を図る。【都市建設】 ② 非常時の電源確保体制の強化 個別の家庭や事業所には、補助金制度の導入等により、常時の省エネの実現だけでなく非常時の電源確保のための太陽光発電や蓄電池（EV を含む。）、エネファーム導入の普及啓発を推進する。【環境】

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

脆弱性評価	対応方策
① 上水道の水源の状況 熊本市の上水道は全て地下水で賄っており、地下水量の保全が極めて重要である。 ② 上水道供給体制の状況 上水道用の井戸98本のうち、54本が耐用年数（40年）を経過している。 水道管、配水池、ポンプ場等の水道施設が地震、浸水、土砂災害等で被災した場合や大規模停電が発生した場合、断水が広範囲となる。	① 上水道の水源（地下水）のかん養 地下水量保全のため、地下水採取量削減や、植林等山林保護などによる地下水のかん養に努める。【環境】【農水】 ② 上水道給水体制の整備 計画的な井戸調査により状態把握に努め、更生により延命化を図るとともに、老朽化した井戸について計画的な更新を行う。【上下水道】 地震被害を最小限にするため、耐震性のない水道管、配水池、ポンプ場等の水道施設について、計画的に更新を行う。また、重要給水施設に至る水道管について新規に耐震化を図るとともに、水融通管や補給管を新設・更新し、バックアップ体制を強化する。さらに、災害対策用貯水施設の整備や充水拠点への給水塔整備により、災害時における給水車への円滑な充水を可能にする。また、その他の災害に対しても大規模断水が生じないよう対策工事を実施する。 【上下水道】 水道BCPや毎年の応急給水計画を策定するとともに、防災訓練の実施により体制を強化する。【上下水道】

6-3 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

脆弱性評価	対応方策
① 下水道処理施設等の状況 災害時における下水道処理機能の確保のため、浄化センター・ポンプ場・管路の耐震化等が必要である。また、老朽化した下水道施設の改築・更新も必要である。 市域には老朽化した単独処理浄化槽が多数残っている。	① 下水道処理機能の強化 災害時に下水道処理機能の確保に必要な浄化センター・ポンプ場の耐震対策及び重要な幹線等における管路の耐震対策を実施する。また、老朽化した下水道施設の改築・更新を実施する。【上下水道】 災害に強く早期に復旧できる特性を持つ

② 避難所等のトイレ対策の状況 避難所等のトイレ対策としてし尿収集運搬許可業者と災害協定を締結し、仮設トイレの優先的な供給を受ける体制を整備している。 指定避難所となる小・中学校にマンホールトイレの整備を引き続き進める必要がある。 ③ 農業集落排水処理施設の状況 農業集落排水処理施設は老朽化しており、長期機能停止の恐れがある。	合併処理浄化槽への転換を推進する。【環境】 ② 避難所等のトイレ対策の強化 日ごろから業者の仮設トイレの保有状況を把握し、災害時には、熊本市災害廃棄物処理計画に基づいて応急措置を円滑に実施する。また、本市の震災対処実動訓練に合わせて訓練を行う。【環境】 熊本市下水道総合地震対策計画（第2期）に基づき、設置条件を満たす小・中学校や防災拠点に対してマンホールトイレを整備する。【上下水道】 ③ 農業集落排水処理機能の確保 農業集落排水処理施設の適切な運営に努めながら、将来的に公共下水道施設へ接続し、継続的な機能の確保を行う。【農水】
---	--

6-4 地域交通網等の交通インフラの長期間にわたる機能停止	
脆弱性評価	対応方策
① 関係団体との連携状況 建設業団体との災害協定に基づき、大規模災害を想定した緊急作業マニュアルを策定し、単価等について毎年更新しているが、緊急時の周知が課題であることから、平時からの周知を図る必要がある。 ② 道路等の整備状況 道路の構造的問題として、ミッシングリンク（接続しきれていない未整備区間）の存在をはじめ、環状機能や代替性など、道路機能が十分確保されていないことや、幹線道路に狭隘な区間があるといった課題がある。また、緊急輸送道路等の道路強化を図るため、橋梁の耐震化や無電柱化、橋梁等の重要構造物の長寿命化を進める必要が	① 緊急対応体制の強化 毎年、緊急作業マニュアルの更新を行うとともに、建設業団体及び職員への事前周知の徹底を図る。（再掲）【総務】 ② 地域交通網等の確保対策 代替路や道路ネットワーク化も含め道路機能が十分発揮できるよう道路整備を推進するとともに、国事業による整備を促進する。また、広域的な陸路の断絶による地域の孤立を防止するため、緊急輸送機能や社会経済活動が確保されるよう、広域的な幹線道路ネットワーク整備の促進を図る。さらに、道路交通の寸断を防止し、緊急車両

ある。 さらに、道路施設の老朽化による通行止めの発生の恐れがあるとともに、老朽化した地下埋設物も多く、道路陥没の危険性が想定されるため、地域交通網等を確保するための施設整備を進める必要がある。 ③ 交通（移動）手段の状況 防災機能が確保された中心市街地や地域拠点等への自家用車以外の移動手段の確保も課題となっていることから、公共交通機関の機能強化を図る必要がある。	の通行や円滑な避難が確保されるよう橋梁の耐震化及び無電柱化を推進するとともに、路面下空洞調査の継続と計画的な修繕、道路冠水対策等による防災機能の強化を図る。また、橋梁・トンネル等の道路施設の信頼性や安全を確保するため、定期点検結果に基づく修繕計画に基づき、予防保全型の維持管理を実施する。（再掲）【都市建設】 基幹的な農道については、県営事業により新設整備を実施する。また、農道パトロールにより発見された異常箇所の保全対策を実施する。（再掲）【農水】 また、上下水道管路の適正な維持管理に努め、計画的な施設の改築・更新を実施する。（再掲）【上下水道】 ③ 公共交通機関の機能強化 地域交通網等の交通インフラの長期間にわたる機能停止を防ぐため、移動手段の多重化を図り、公共交通機関の機能強化を推進する。【都市建設局】
---	---

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 同時多数箇所での大規模火災による多数の死傷者の発生	
脆弱性評価	対応方策
① 住宅等の火災予防に関する状況 大規模災害に伴う燃焼機器への可燃物の接触による出火や停電発生からの通電を起因とする出火の可能性について周知を図る必要がある。 ② 消防水利の状況 既設水利の維持管理や民間事業者と消防用水の提供を目的とした協定の締結を行っ	① 住宅等の火災予防の強化 S N S等を活用して積極的に市民に対して火災予防等に関する情報を提供するとともに大規模災害に伴う燃焼機器への可燃物の接触による出火や停電発生からの通電を起因とする出火の可能性について広報・啓発に努める。【消防】 ② 消防水利の強化 耐震性を有する防火水槽については、合併町を中心に水利不便箇所及びその他必要

ているが、地震等の大規模災害時に断水等が発生した場合においても、消防水利を確実に確保する必要がある。更に、熊本県消防相互応援及び緊急消防援助隊の受援体制を万全にし、情勢に応じて他機関との連携強化も行う必要がある。	な場所等へ計画に基づき整備を行うとともに、大規模災害時や火災発生時に適切に消防水利が使用できるよう、水利不便箇所、その他必要な場所等へ計画的に消防水利等の整備を行い、関係機関との協力体制について、引き続き訓練等を通じ充実強化を図る。（再掲）【消防】
③ 消防団の状況 地域防災力の向上に必要不可欠な防災リーダーである消防団員が年々減少し、地域防災力の低下が懸念されており、近年、頻発する大規模災害に対応するためには、機能別消防団員を含めた消防団の入団促進及び育成指導並びに常備消防を含めた他機関との連携強化が必要である。また、消防団活動を充実させるための施設、装備等の充実が必要である。	③ 消防団の体制強化 地域防災力向上のため、若い世代の消防団（機能別消防団員含む）への入団を促進するとともに、大規模訓練等を実施し、常備消防を含めた他機関との連携強化を図る。また、地域防災の拠点となる消防団機械倉庫や消防団車両、資機材等を計画的に整備・更新するとともに、防火衣や活動服、安全靴など装備の充実強化を推進する。（再掲）【消防】

7-2 沿線・沿道の建物倒壊等による直接的な被害及び交通麻痺	
脆弱性評価	対応方策
道路沿線の建築物等が倒壊した場合、道路の寸断及び交通渋滞が発生する。また、緊急輸送道路沿いの建築物については、耐震診断の補助を実施しているが、個人負担分の費用の工面が困難などの理由により、年に数件程度しか実施に至っていない状況であり、沿道建築物等の耐震化等を進める必要がある。	幹線道路沿線の建物の所有者に対して耐震化の意義についての啓発や補助制度の周知を図る。【都市建設】

7-3 ため池、天然ダム等の損壊・堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生	
脆弱性評価	対応方策
① ため池の状況 本市では、農業用ため池105か所のうち、12か所を防災重点ため池と選定しており、対策が急務である。また、ため池は、受益者等による適正管理が必要だが、維持管理が不足しているとともに、ため池	① ため池への対策 「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」を踏まえ、管理の適正化、定期的な点検・清掃作業の推進を図る。特に、防災重点ため池については、危険箇所等の予測やハザードマップを整備する。【農水】

台帳の情報が不足している。	
② 天然ダム の 状況 天然ダムは、土砂崩れや火山堆積物により河川・溪流がせき止められて発生するものであり、本市においても金峰山や雁回山等溪流を有する山地において発生の可能性があることから、天然ダム対策や農業用ため池等の安全性の確保が必要である。	② 天然ダムへの対策 土砂災害警戒区域等の情報を熊本市ハザードマップに取り込み、天然ダムの発生の恐れがある地域を把握するとともに、天然ダムへの対策を行う国、県との密接な連絡調整ができる体制を構築する。【政策】

7-4 大量の火山灰の降灰・堆積等による交通マヒ、農作物等の被害、健康被害の発生、長期化	
脆弱性評価	対応方策
本市の東約 30Km に阿蘇山、西約 40km に雲仙岳があり、火山活動の活発化及び風向により、降灰等の影響を受ける。 大規模な降灰にみまわれた場合、交通マヒ、農産物の生産・出荷の停止、健康被害の発生などの恐れがある。 本市では、火山灰の除去が可能な路面清掃車は保有していない。	降灰による交通マヒや農作物等の被害、健康被害等を防ぐため、道路等の降灰除去に必要な資機材を確保できる体制を整備するとともに、農作物等に堆積した降灰の早期除去、洗浄、土壌矯正等への支援を行う。【都市建設】【農水】

7-5 有害物質の大規模拡散・流出による荒廃	
脆弱性評価	対応方策
① 有害物質への対応体制の状況 危険物等の貯蔵・取扱いを行う施設等の保守管理や事業者等による緊急措置が適切に行われなければ、危険物等の漏洩・流出事故が発生・拡大する恐れがある。 有害物質（NBC（核、生物、化学）含む）に対応するための消防車両及び資機材を保有しているが、対応力の強化のため、更に充実させる必要がある。また、関係機関との連携訓練を継続し、広域的な災害への対応力を更に強化する必要がある。	① 有害物質への対応体制の整備 危険物施設等からの漏洩・流出被害の防止対策には、施設や配管等の定期点検・整備が必要であることから、非常時の事前計画の作成、従業員への教育・訓練等の対策について指導強化を図る。【消防】 有害物質による被害を最小限にとどめるための消防車両、資機材等の整備及び維持管理を行うとともに、大規模災害時に備え、関係機関との連携訓練等を行っていく。【消防】 また、国立環境研究所及び他都市研究所との連携を強化する。【環境】

② アスベストの状況 アスベストについては、飛散の可能性がある地点において、ファイバーモニターを用いた飛散状況の簡易測定が可能である。 公共施設において、アスベスト建材のうち、レベル1（発じん性が著しく高い）については除去が進んでいるが、レベル2（発じん性が高い）については多く残っていることから、アスベスト建材の除去や飛散対策を促進する必要がある。また、民間建築物においては、所有者や管理者が自ら調査を行う必要があることから、実態把握が進んでいない。	② アスベスト対策の推進 公共施設の飛散の恐れのあるアスベストについては、含有調査を行い、状況に応じた適切な管理または除去を徹底する。また、民間建築物については、アスベスト含有建築物の台帳整備に努めるとともに、所有者や管理者に対して、含有調査や除去等に対する補助制度の周知を図り、すみやかな対応を求めている。【都市建設】 アスベスト除去工事の際には、立入調査等を行い、ファイバーモニターを積極的に使いながらアスベストの飛散状況を確認する。【環境】
--	---

7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	
脆弱性評価	対応方策
① 農地整備等の状況 令和3年度（2021年度）末時点で水田のは場整備率は75.3%、畑地は32.5%であり、未整備地域や中山間地域などの生産条件が不利な地域については耕作放棄地の拡大が懸念される。 ② 森林等の状況 市内の森林においては木材生産を目的とした林業を行っている事業体等はなく、適切な森林管理がなされていない。市域の民有人工林は1,114haあるが、ほとんどが放置状態である。 農地・森林等の荒廃により、国土保全や洪水防止などの多面的機能が低下し、大規	① 農業基盤の整備 農業基盤の整備を促進し、農地の有効活用に向けた整備を行う。また、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金事業の活用、鳥獣被害対策の推進等により、農業生産活動の継続を支援することで、耕作放棄地の防止や農業の持つ多面的機能の発揮、地域の維持・活性化につなげる。さらに、地域における人・農地プラン等の農業振興ビジョンの策定を通じて、地域農業における中心経営体や農業の将来の在り方などの明確化を推進する。【農水】 ② 森林等の整備 森林環境譲与税を活用した適切な森林整備や各地域の民間団体等との協働による森づくりを推進することで、森林の有する多面的機能（山地災害防止、水量調整等）を確保する。【都市建設】 山地災害に対しては、国・県事業を活用した山地復旧を推進する。【都市建設】

模自然災害時の被害拡大につながる恐れがある。	
------------------------	--

7-7 デマ等によるパニック・暴動等の発生	
脆弱性評価	対応方策
災害時の情報不足や不満等が極めて高まると、パニックや暴動につながる恐れも否定できない。(熊本地震においても、「動物園からライオンが逃げた」といったデマが流れ、混乱した。) また、災害時には、憶測や無責任な発言等がSNS等により拡散し、混乱をさせる恐れが高いことから、正確な情報収集、発信の手段について周知を図る必要がある。	市からの情報発信を積極的に実施するとともに、デマ等に対しては正確な情報を迅速に発表する体制を整備し市民に周知する。 【政策】 また、地域コミュニティを平時から強化し、地域と市との信頼関係を構築しておくとともに、様々な情報による地域住民の混乱を最小限にするため、地域防災の活動基盤の整備及び市との連携強化を図る。 【文化市民】【区】

7-8 風評被害等による地域経済等への甚大な影響	
脆弱性評価	対応方策
災害時は、イメージや憶測から根拠のない風評による被害が発生し、地域経済の再生に重大な影響を与えることが懸念される。 情報の発信体制や関係省庁・機関等との連絡手段等が明確でないことから、正確な情報の発信体制を整備する必要がある。	風評被害を防止するため、市からの情報発信を積極的に実施するとともに、関係省庁・機関等との連絡手段を確立し、正確な情報を迅速に幅広く発信できるよう情報の収集・分析・整理、発信及び誤った情報への迅速な対応ができる体制を整備する。【政策】【経済観光】【農水】

8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興の大幅な遅れ	
脆弱性評価	対応方策
災害廃棄物処理計画は策定済であり、仮置場候補地についても選定済である。また、他都市や民間事業者との協定についても締結済であるが、大規模災害時には大量の災害廃棄物が発生することから、さらなる対応体制の強化を図る必要がある。	災害廃棄物処理計画内容を定期的に見直すとともに、さらなる仮置場候補地の検討、協定内容の定期的な見直しを行う。【環境】

8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等による復興の大幅な遅れ

脆弱性評価	対応方策
① 災害時の市の技術職員等の不足 発災直後から、家屋等の応急危険度判定や罹災証明、土木、農業、上下水道、医療・救護、保健・衛生、文化財等の技術職員等も相当数不足し、復旧・復興に大きな支障をきたす恐れがある。	① 専門家・技術職員等の確保策の推進 平素から、専門家・技術職員の育成、確保に努める。また、災害の傾向等を踏まえて、逐次受援計画を見直し、必要な応援職員等についての見積りを更新するとともに、国や県、指定都市市長会等との緊密な連携を図り、応援職員の要請等が迅速にできる体制を構築、維持する。【各局】
② ボランティアに関する状況 復興を支える人材として、ボランティアの存在があり、その人材を確保するためにボランティアの登録制度を行っているが、復興時にどのようなネットワークを構築していくかは定まっていない。	② ボランティアの確保体制の整備 ボランティア団体等との連携による人材の確保については、市民公益活動支援センター（あいぽーと）が行政やボランティア団体等と連携をとり、被災者や関係団体へ情報発信を行う。【文化市民】 また、熊本市社会福祉協議会は、市と連携を図り、災害発生時に災害ボランティアセンターを設置し、災害ボランティアの受入れマッチングを行い、ニーズに応じた日常生活復旧への被災者支援活動等を行う。【健康福祉局】

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等による復旧・復興の大幅な遅れ

脆弱性評価	対応方策
① 地域コミュニティ等の状況 熊本市民の町内自治会の加入率は、平成30年（2018年）4月1日時点で約85%であり、地域活動に参加したことのある市民の割合は50%以下である。また、令和元年（2019年）8月31日現在、校区防災連絡会は96地区中、82地区（85%）で設立されている。自主防災クラブは917自治会中、738自治会（80%）で結成されているものの、地域の自治組織や防災	① 地域コミュニティ等の強化 地域の担い手育成や自治会への未加入世帯の加入促進、企業等との連携によるまちづくり活動への取組を強化し、平時から地域コミュニティの強化を図る。【文化市民】【区】 また、校区防災連絡会、避難所運営委員会や自主防災クラブの設立を促進するとともに、これらの活動基盤を整備し、地域の防災活動の促進及び区役所との連携の強化

組織について、担い手不足、組織の高齢化等による活動の衰退など、意識や平時の活動状況に違いがある。 ② 災害時の治安 災害時は、他地域から様々な人々が被災地に入り、また、被災家屋では施錠等の防犯対策が十分にできないことなどから、平時以上に防犯体制を強化する必要がある。 ③ マンションにおける状況 マンションについては、区分所有者の共有部分に対する関心や意識が薄いため、災害を受けた際の修理や建て替え等の合意形成がとれずに復旧に期間を要する状況にある。	を図る。そして、防災訓練や地域版ハザードマップの作成などの地域の防災に関する取組の支援や啓発活動等を継続する。【区】 ② 災害時の治安維持 災害時の治安の悪化を防ぐとともに、市民の不安感を少しでも低減するため、防犯灯の整備を促進し、維持管理を行っていく。【文化市民】 ③ マンションへの対応 災害時におけるマンションの修理や建て替えを円滑にするため、あらかじめマンションにおける災害時対応の管理規約の整備を促進する。【都市建設】
--	---

8-4 事業用地の確保、仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	
脆弱性評価	対応方策
熊本地震発災後、事務所の被災により事業活動の継続が困難となり、県外への生産移管や事務所を一時的に借りて事業を継続していたが、事業継続上の大きな支障となった。また、熊本地震発災後、店舗の復旧などに時間を要したことから、平時から関係団体等との連携を強化する必要がある。	災害発生時すぐに仮設事業所等の整備ができるように、不動産情報の集約に努める。【経済観光】 熊本県や商工団体等と連携することで事業者に対し、速やかに支援を行う事ができる体制を構築する。【経済観光】

8-5 生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済への甚大な影響	
脆弱性評価	対応方策
① 企業の事業継続計画（BCP）策定状況 熊本地震を経験しても、企業の事業継続計画（BCP）策定率は低いため、引き続き策定を推進する必要がある。 ② 農業の地域経済への影響 台風等の自然災害による農作物被害が深	① 企業の事業継続計画（BCP）策定促進 災害発生時において、業務の継続・早期復旧のため各企業での事業継続計画（BCP）策定について普及啓発や支援等の情報提供を行う。（再掲）【経済観光】 ② 農業の地域経済への影響軽減 低コスト耐候性ハウス等の気象災害の影

刻化している。また、大規模災害が発生した場合、農産物の生産・出荷が停止する恐れがあることや、熊本地震の経験を踏まえ、農産物集出荷施設の耐震性の強化を図る必要がある。 ③ 大量の失業・倒産等の影響 大規模災害により、施設等が壊滅的な被害を受けた場合等、再建が困難となり、倒産が相次ぎ大量の失業者が発生した場合、地域経済が著しく停滞する恐れがある。	響を軽減する施設の導入等や農業保険制度への継続的な加入を推進する。【農水】 農産物集出荷施設の整備・改修に伴う耐震・免震化を推進する。(財政支援)【農水】 ③ 企業の再建と雇用の維持 被害状況、産業への影響等を迅速に把握し、国、県への支援の要請と企業再建、雇用維持につながる復興施策を計画・推進できる体制を整備する。【政策】【経済観光】
--	---

8-6 被災者の生活再建が大幅に遅れる事態	
脆弱性評価	対応方策
① リ災証明書の発行に関する状況 大規模災害時は、膨大な量の災害関連業務が発生するとともに、被災家屋等も多数発生し、リ災証明に関する問い合わせの殺到による混乱やリ災証明書の発行の遅れの恐れがある。 ② 仮設住宅等に関する状況 建設型応急住宅の建設用地の確保や、賃貸型応急住宅として賃貸可能な大量の物件が確保できない場合、被災者の生活再建が大幅に遅れる恐れがある。 ③ 地籍調査等の状況 熊本市の地籍調査事業においては、調査完了地区(完了率)が少ない。被災者の早期の生活再建には、境界の判別が重要であるため、地籍調査の促進を図る必要がある。	① リ災証明書の発行体制の整備 大規模災害時にリ災証明書を速やかに発行できるよう、マニュアルの整備や職員の研修等を行う。【財政】【健康福祉】【経済観光】【区】 ② 仮設住宅等の確保体制の整備 様々な災害を想定して建設型応急住宅の建設候補地をあらかじめ選定するとともに、不動産関係団体との連携による災害時に賃貸可能な物件が確保できる体制を整備する。【都市建設】 ③ 地籍調査の促進 一筆地調査(民境界)を行いつつ事業の促進を図るとともに、地籍調査事業と同等の事業である法務局が行う14条地図整備事業、民間事業者及び公共事業者等が行える国土調査法第19条5項指定制度を推進し、事業の促進に努める。【都市建設】

8-7 公共施設の復旧の遅れによる被災者支援の停滞

脆弱性評価	対応方策
① 応急復旧等の状況 応急復旧等に早期に対応できる業者確保が困難であるとともに、復旧業務に対応できる技術者が不足することから、応急復旧等を迅速に行うための体制の整備が必要である。 ② 地籍調査等の状況 熊本市の地籍調査事業においては、調査完了地区(完了率)が少ない。災害復旧工事等の迅速な着手には、境界の判別が重要であるため、地籍調査の促進を図る必要がある。	① 迅速な復旧のための協定の締結 民間を活用し、平時からの包括的な維持管理による施設状況の把握と有事における迅速な対応を行うための協定を締結する。 【政策】【総務】【都市建設】 ② 地籍調査の促進 一筆地調査（民境界）のみでは調査に多大な時間と労力を要するため、地籍調査事業の一環である官民境界等先行調査を併せて行い、事業の促進に努める。【都市建設】

第5章 計画の推進

1 対応方策の重点化

(1) プログラムの重点化

本計画においては、8つの事前に備えるべき目標を掲げ、この達成を妨げる44の起きてはならない最悪の事態を設定して対応方策を立てている。限られた資源で効率的・効果的に本市の強靱化を進めるためには、重点化と優先順位付けが必要である。

このため、影響の大きさ、緊急度、本市の特性等を踏まえ、17の重点化するプログラムを選定した。

重点化すべきプログラムに係る、起きてはならない最悪の事態は次のとおり。

基本目標	事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
Ⅰ 人命の保護が最大限図られること	1	直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
			1-2	市街地や不特定多数が集まる施設、住宅密集地における大規模火災による多数の死傷者の発生
			1-4	台風や集中豪雨等の大規模風水害等による広域かつ長期的な宅地等の浸水による死傷者の発生
			1-5	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生、後年度にわたり脆弱な状況が継続
Ⅱ 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること	2	救助・救急、医療活動が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む。）とともに、被災者等の健康・避難生活環境を確保し、災害関連死を最大限防ぐ	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
2-3			警察、消防等による救助・救急活動等の絶対的不足、支援ルートの途絶による救助・救急活動の麻痺	
2-8			劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生、多数の災害関連死の発生	
Ⅲ 市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること	3	必要不可欠な防災拠点を含む行政機能は確保する	3-1	市本庁舎等、防災拠点施設の被災による機能の大幅な低下
3-2			行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	
Ⅳ 被災した場合も、迅速な復旧復興を可能にするとともに、被災された方々の精神的ケアを充実すること	4	必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止、サーバーのダウン等による情報通信の麻痺・長期停止
Ⅴ 九州の中央に位置する指定都市として、経済、物流、交通の拠点としての機能が維持されること	5	経済活動（サプライチェーンを含む。）を機能不全に陥らせない	5-3	農地や農水産業用施設等の大規模な被災による生産活動への甚大な影響
			5-5	道路の寸断、著しい交通渋滞等による物流機能の大幅な低下
	6	生活に最低限必要な電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともにこれらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
6-2			上下水道の長期間にわたる供給停止	
6-3			汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-2	沿線・沿道の建物倒壊等による直接的な被害及び交通麻痺	
		7-6	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	

(2) 対応方策ごとの重点化

対応方策の中でも特に重視・優先する施策を選定する。

また、対象が広範囲、多数箇所にあふ施策については、緊急性、重要性等を考慮し、施策の重点範囲、重点箇所や優先順位を設定する。

2 推進方針

- (1) 重点化プログラムに係る取組のうち、生命に係る施策については特に優先的に推進する。この際、国、県、関係機関と緊密な連携を図るとともに、長期間を要するものについては、中期計画を作成し、着実な進展を図る。

また、一つの施策で複数の効果が期待できる施策や、ソフト面の対策等で速やかに着手できる事項については、速やかな着手を目指す。

- (2) 本計画に基づき、国土強靱化の観点から各種計画を見直し、それぞれの分野において、国土強靱化を推進する。
- (3) 市民や民間企業等に対しても、本計画に基づき、周知、啓発、援助等を行い、官民連携して熊本市の強靱化を推進する。

3 計画の推進

(1) 推進体制

本計画には、相互に関連のある施策や複数の部署が関連する施策があるとともに、国、県、民間事業者等と連携して推進すべき施策もある。このため、計画の推進にあたっては、市長を本部長とする推進本部を設置し、全庁的に取り組むとともに、国、県、民間事業者等との連携を図る。

(2) 計画の推進のための取組（事業等）

本計画の推進のための具体的取組（事業等）については、次のとおり。

具体的取組（事業等）

凡例	【国】：事業主体が国 【県】：事業主体が県 【民】：事業主体が民間 【団】：団体営 （国）：国道 （主）：主要地方道 （一）：一般県道 （市）：市道 （都）：都市計画道路
----	---

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 大規模地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

計画の推進のための取組	具体的な取組内容や事業個所等	局・区
公共建築物定期点検事業	市有建築物の定期点検	都市建設局
公共施設保守点検集約事業	市有建築物等の付帯設備の保守点検	都市建設局
建築物耐震化促進事業	耐震診断・耐震改修等補助制度の活用による耐震化推進を図る。	都市建設局
マンション適正管理事業	分譲マンションの耐震化に要する経費について助成する。	都市建設局
ブロック塀等安全対策緊急支援事業	道路等利用者の安全、交通のための道路空間の形成を図るため、危険なブロック塀等の撤去に要する経費について助成する。	都市建設局
宅地耐震化推進事業	大規模盛土造成地滑動崩落防止事業及び宅地液状化防止事業の実施	都市建設局
中心市街地における、老朽建築物の建替え促進、防災機能の強化	老朽建築物の建替え、および敷地の統合・共同化による防災機能強化を促進するための支援策を検討する。	都市建設局
公営住宅等整備事業、公営住宅等ストック総合改善事業、住宅地区改良事業	災害発生時の市営住宅の安全性の確保のため、老朽化した市営住宅の計画的な建替、外壁改修等の取組を推進する。	都市建設局
老朽化した民間の児童福祉施設（保育所等を除く。）に対する改築整備費補助	老朽化した民間の児童福祉施設（保育所等を除く。）の改築等に要する費用について助成を行う。	こども局
老朽化した民間の保育所等に対する建替え促進事業	老朽化した民間の保育所等の改築等に要する費用について助成を行う。 ・児童福祉施設整備費助成（対象施設：寺原保育園及び帯山保育園、期間：R6）	こども局
老朽化した民間の障害者施設等に対する改築整備費助成	老朽化した民間の障害者施設等の改築等に要する費用について助成を行う。	健康福祉局

	・障がい者社会福祉施設整備費助成	
社会福祉施設等の耐災害性強化対策	災害発生時に伴い発生する停電・土砂災害・浸水災害をふまえ、耐震化対策、ブロック塀等対策、水害対策強化対策、非常用自家発電設備対策に要する費用について補助を行う。 ・高齢者施設等防災機能強化支援事業 ・障害者支援施設等耐震化整備等支援事業	健康福祉局
避難所、避難経路等を示す多言語の看板の設置	指定避難所（180 か所）をはじめとする全ての指定緊急避難場所、広域避難場所について、所要の看板を設置する。	政策局
コミュニケーションカード等の整備	コミュニケーションカードを作成し、各避難所運営委員会が保有する避難所初動運営キットの中に組み入れる。	政策局
熊本市ハザードマップの更新、配布	熊本市ハザードマップを作成し、市内全世帯に配布する。	政策局
大規模地震等の発生時の職員及び来庁者の避難体制の整備	地震発生を想定した避難訓練を定期的実施する。	総務局
本庁舎の被害軽減策の実施	1 階吹き抜け部の特定天井の改修など、本庁舎の安全対策工事を適宜実施する。	総務局
校区防災連絡会の設置	校区防災連絡会を設置する。	政策局
長寿命化計画に基づく公園施設の更新	「緊急度の高い老朽化した公園施設」の更新を実施し、安全で安心な空間を提供するとともに、一時避難場所としての機能確保を図る。	都市建設局
学校施設の老朽化対策	老朽化した学校施設の改修を実施し、安全で安心な空間を提供するとともに、避難場所としての機能確保を図る。	教育委員会

1-2 市街地や不特定多数が集まる施設、住宅密集地における大規模火災による多数の死傷者の発生

計画の推進のための取組	具体的な取組内容や事業箇所等	局・区
植木中央土地地区画整理事業	植木中央地区（17.5ha）	都市建設局
富合町中心市街地土地地区画整理事業	【民】富合町中心市街地地区（11.8ha）	都市建設局
熊本駅西土地地区画整理事業	熊本駅西地区（18.1ha）	都市建設局
火災予防対策の推進	防火対象物に対する消防用設備等の整備及び適切な維持管理や避難経路の確保等の指導を行	消防局

	う。	
市民への広報・啓発の推進	住宅用火災警報器の設置促進や体験型の防災学習を推進する。	消防局
消防水利の強化	合併町を中心に防火水槽の整備を行うとともに、消火栓等の消防水利の整備を計画的に行う。	消防局
消防団の体制強化	消防団への入団促進を図るとともに、機械倉庫、車両、資機材等を計画的に整備・更新する。	消防局
避難所、避難経路等を示す多言語の看板の設置（再掲）	1-1 参照	政策局
コミュニケーションカード等の整備（再掲）	1-1 参照	政策局
広域避難場所を記載した地域版ハザードマップの作成促進	各区総務企画課による地域版ハザードマップの作成促進を図る。	政策局

1-3 津波・高潮等による多数の死傷者の発生

計画の推進のための取組	具体的な取組内容や事業箇所等	局・区
直轄河川改修事業	【国】 白川 【国】 緑川	都市建設局
農地海岸の津波・高潮対策の推進	津波、高潮、海岸堤防崩壊等による浸水を防止するため、海岸保全施設について、計画的に整備及び老朽化した施設の更新・機能強化を推進する。 ○ 農山漁村整備交付金 【県】 農地海岸堤防長寿命化計画策定及び対策工実施 1 式（熊本海岸：飽託、四番、海路口） 【県】 海岸保全施設整備事業（海岸堤防等老朽化対策） 1 式（熊本海岸：飽託、四番、海路口）	農水局
道路橋梁新設改良事業	（国） 501 号（飽田バイパス） （一） 天明川尻線（海路口・奥古閑工区） （市） 木部元三第 1 号線外 1 路線	都市建設局
国直轄道路整備事業	【国】 熊本天草幹線道路（熊本宇土道路、宇土道路、宇土～三角間）	都市建設局

県管理道路整備事業	【県】熊本天草幹線道路（大矢野道路、本渡道路）	都市建設局
その他道路整備事業（事業主体未定）	有明海沿岸道路（熊本県側）	都市建設局
津波からの避難要領の調査	ハザードマップ及び現地確認により、該当地域ごとの避難要領を調査する。	政策局
既存公的施設に垂直避難のための外付け階段の設置の検討	地域ごとの津波からの避難要領の調査結果に基づき、垂直避難のために外付け階段や転落防止用の柵を設置する既存公的施設を区及び関係機関と連携して選定、設置を検討する。	政策局
海拔、避難場所表示の看板の設置	180 箇所の避難所、17 箇所の広域避難場所誘導看板を設置する。	政策局
熊本市ハザードマップの更新	熊本市ハザードマップに津波・高潮を追記、避難行動についてのガイドラインを記載する。	政策局
防災情報伝達の迅速化、多重化	新防災情報システムと SNS を連携した仕組みを構築する。	政策局
災害時要援護者避難支援制度への登録推進	高齢者や障がいのある人など災害時に避難できない人や避難勧告情報等の災害情報が伝わり難い人方などを対象として、平常時から地域の関係者間で対象者の情報を共有することにより、災害時に迅速な対応が行えるような体制を整備する。	健康福祉局

1-4 台風や集中豪雨等の大規模風水害等による広域かつ長期的な宅地等の浸水による死傷者の発生

計画の推進のための取組	具体的な取組内容や事業箇所等	局・区
広域河川改修事業	健軍川 藻器堀川 鶯川 麴川	都市建設局
準用河川改修事業	旧天明新川	都市建設局
流域貯留浸透事業	健軍川流域（錦ヶ丘中学校 等） 鶯川流域（鶯川調整池）	都市建設局
下水道浸水対策事業	下水道浸水対策事業 （井芹川第 8・10 排水区、鶯川第 2 排水区、加勢川第 5 排水区）	都市建設局 上下水道局
浸水解消対策事業	浸水解消対策事業	都市建設局

	(上立田地区、野田地区)	
雨水排水施設保全事業	25 排水機場維持保全	都市建設局
下水道施設耐水化事業	下水道施設の耐水化計画を策定し、揚水及び沈殿機能の確保に努める。	上下水道局
直轄河川改修事業	【国】白川 【国】緑川 【国】加勢川 【国】合志川	都市建設局
立野ダム建設事業	【国】立野ダム	都市建設局
県管理河川改修事業	【県】白川 【県】浜戸川 【県】潤川	都市建設局
農業用排水機場の適切な維持管理及び、計画的な改築更新	老朽化が進む農業用排水機場の計画的な更新を実施する。 ○ 農村地域防災減災事業、農山漁村地域整備交付金、土地改良施設維持管理適正化事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業 【県】上杉（排水機場更新 1 箇所） 【県】元三（排水機場更新 1 箇所） 【県】美登里（排水機場更新 1 箇所） 【県】島田（排水機場更新 1 箇所、導水路整備 L=0.9km） 【県】碓江（排水機場更新 1 箇所） 【県】第一海路口（排水機場更新 1 箇所） 【県】画図東部（導水路整備 L=2.7km ※画図第 2 排水機場関連） 【県】千間江湖（吐出樋管更新 1 式） 【団】秋田（電気設備更新 1 式） 【市】近津（排水機場更新 1 箇所） 【市】土地改良施設維持管理適正化事業（オーバーホール工 1 式）	農水局
農業用排水路の整備（未整備水路）及び、計画的な改築更新	湛水被害による農業への甚大な影響の発生を防止するため、農業用排水路の整備（未整備水路）及び老朽箇所の計画的更新を実施する。 ○ 農村地域防災減災事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業	農水局

	【県】馬場楠井手（護岸工 L=0.9km、取水ゲート 1箇所） 【市】秋津第2（排水路 L=1.2km） 【市】内田・沖田（排水路 L=2.4km） 【市】新（排水路 L=0.5km） 【市】莎崎（排水路 L=0.7km） 【市】富合西部（排水路 L=1.5km） 【市】富合東部（排水路 L=2.5km） 【市】海路口（排水路 L=1.6km）	
橋梁の耐震化	永運橋 白川橋 八王寺跨線橋 平木高架橋 新世安橋 上沖田橋 平成大橋 東須原川橋 平木橋 さかえ橋 平ノ上橋	都市建設局
横断歩道橋の耐震化	本山歩道橋 銀座通り歩道橋 九品寺歩道橋 大江本町横断歩道協 杉並歩道橋 本荘横断歩道橋	都市建設局
道路の無電柱化	（国）266号 （市）二本木3丁目世安町第1号線 （市）本荘5丁目帯山9丁目第1号線 （市）桜町新町1丁目第1号線	都市建設局
橋梁の長寿命化	地方1号橋 大江鶴橋 下前田1号橋 上ヶ田3号橋 志々水裏田1号橋 四社免2号橋 小岩瀬天神免3号橋	都市建設局

	西上ノ前第1号橋 廻江裏田3号橋 地方5号橋 松尾ボックス橋 春竹町苗床1号橋 出水8丁目第2号橋 渡瀬橋 広木橋 三の井手橋 塩屋橋 池田橋 大江4丁目2号橋 加藤第3号橋 加藤第2号橋 下丹防第1号橋 下潟第5号橋 称松第1号橋 大江中橋 車庫橋 向山第1号橋 村中第1号橋 通無田第4号線 向第4号橋 園田5号橋 柿田豊野1号橋 上前通第1号橋 大明神第3号橋 日向1号橋 迫ノ上跨道橋 武蔵跨線橋 城南橋 新町橋 安己橋 国町橋 小碓橋 六田橋 十兵衛橋 浜戸川橋	
--	---	--

	餅溝橋 沼山津橋 河内橋 大八橋 空壺橋 六称太橋 鶴野橋 行徳橋 六工橋 三四の橋 川尻 1 号橋 葛山橋 御田尻 1 号橋 第三湖東橋 東田橋 五反田 3 号橋 松亀橋 蓮川 3 号橋 蓮川 5 号橋 上飛田 3 号橋 南田尻中島 2 号橋 南田尻中島 3 号橋 葛根迫橋 堀切橋 太郎迫橋 兎谷岩倉第 1 号橋 下無田橋 川尻宇土 3 号橋 小河原橋 竹ノ下橋 木部 2 号橋 見吉第 1 号橋 石塘際第 1 号橋 九品寺 4 丁目 1 号橋 落口橋 諏訪第 1 号橋 川戸第 1 号橋 那知橋	
--	---	--

	小道橋 北瀬ノ江第2号橋 西村橋 八反田橋 上荒尾橋 松手1号橋 果豊橋 北ノ前第1号橋 志々水前田1号橋 本荘橋 市口宮原1号橋（北口橋） 下貫出橋 沖新園田第3号橋 井手仲間第2号橋 大江小橋 向第1号橋 筒井3号橋 奥責橋 五町第1号橋 屋敷第1号橋 著町橋 中之瀬橋	
横断歩道橋の長寿命化	銀座通り歩道橋 九品寺歩道橋 城東横断歩道橋 本荘横断歩道橋 堀川歩道橋 陳内歩道橋	都市建設局
道路冠水対策	（国）387号 （市）麻生田3丁目武蔵ヶ丘9丁目第1号線 （主）大牟田植木線 （一）四方寄熊本線 （市）流通団地第14号線	都市建設局
道路法面对策	（一）砂原四方寄線 （市）下硯川町下硯川2丁目第1号線 （市）四方寄町鶴羽田2丁目第1号線 （市）明德町大鳥居町第1号線	都市建設局

	(市) 和泉町万楽寺町第 1 号線 (主) 熊本玉名線 (主) 植木インター菊池線 (市) 貢町和泉町第 1 号線 (一) 小天下硯川線	
熊本市ハザードマップを整備、活用して情報発信	熊本市ハザードマップを作成し、市内全世帯に配布する。	政策局
避難要領等について住民に対する防災教育	各区総務企画課が実施する防災講座、訓練等の機会を捉え避難要領等を教育する。	政策局、各区
自主防災クラブの結成促進	避難所運営委員会において、具体的な地域指定避難所の運営を検討するにあたり、自主防災クラブの結成促進を図る。	政策局
要配慮者利用施設の避難確保計画作成率	要配慮者利用施設の避難確保計画の作成を支援する。	政策局
災害時要援護者避難支援制度への登録推進（再掲）	1-3 参照	健康福祉局

1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生、後年度にわたり脆弱な状況が継続

計画の推進のための取組	具体的な取組内容や事業個所等	局・区
森林の多面的機能を確保するための適切な森林整備	山地災害危険地区等の周辺森林で実施する間伐等の森林整備を実施する。	都市建設局
土砂災害特別警戒区域からの移転促進	熊本県が実施する土砂災害特別警戒区域からの移転等に対する補助事業を推進する。	政策局
がけ地近接等危険住宅移転事業	「災害危険区域」、「がけ条例により建築を制限している区域」及び「土砂災害特別警戒区域」に存する既存不適格住宅に対する移転支援を行う。	都市建設局
自主防災クラブの結成促進（再掲）	避難所運営委員会において、具体的な地域指定避難所の運営を検討するにあたり、自主防災クラブの結成促進を図る。	政策局
災害時要援護者避難支援制度への登録推進（再掲）	1-3 参照	健康福祉局

1-6 情報伝達の不備等（真意が伝わらない場合を含む。）による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

計画の推進のための取組	具体的な取組内容や事業個所等	局・区
必要な通信技術の導入を検討	デジタル防災行政無線の機能を活かした新たな伝達手段の検討を行う。	政策局
SNS の活用体制の整備	LINE 社との協定に基づく、震災対処実動訓練等を活用した検討成果の反映、普及を行う。	政策局
情報発信体制の整備	市ホームページの災害対応に関する内容を最新の状態に更新できる体制、LINE、Twitter 等の SNS を活用して情報発信できる体制を構築する。	政策局
住民への周知等	住民が情報を正確に理解できるよう、災害情報に関する知識の普及、災害情報配信システムの周知等を実施する。	政策局
地域の防災組織等との連携	災害情報の伝達、避難の呼びかけ等、災害対応を想定した取組を推進する。	政策局
災害時要援護者避難支援制度への登録推進（再掲）	1-3 参照	健康福祉局

1-7 猛暑による多数の熱中症患者・死者の発生

計画の推進のための取組	具体的な取組内容や事業個所等	局・区
住民への熱中症予防教育等	予防に関する知識の普及と住民同士の呼びかけ・見守りによる健康被害発生防止の取組を推進する。熱中症に関する専門的知識を持つ人材（熱中症対策アドバイザー）を養成する。	健康福祉局 各区

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む。）とともに、被災者等の健康・避難生活環境を確保し、災害関連死を最大限防ぐ

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

計画の推進のための取組	具体的な取組内容や事業個所等	局・区
流通在庫備蓄の推進	物資供給関連災害協定の締結を促進し、物資を市場で流通する形で備蓄する。	政策局 文化市民局 経済観光局 農水局
水道施設の機能強化	水道施設更新計画に基づき老朽化した施設における管路（導水・送水・配水）、土木、建築、電気・機械設備を更新し健全化を図る。	上下水道局
安定給水の強化	第6次拡張事業に基づき配水施設等を整備し、安定給水を強化する。	上下水道局
水道管路の耐震化	水道施設更新計画に基づき耐震性の低い管路を更新する。	上下水道局
水道基幹管路の耐震化	水道施設更新計画に基づき基幹管路を更新する。	上下水道局
水道基幹管路の二重化等	第6次拡張事業に基づき基幹管路の二重化・融通管網等を整備する。	上下水道局
重要給水施設管路の耐震化	水道施設更新計画に基づき重要給水施設である拠点病院や災害対策本部等に至る管路を更新する。	上下水道局
災害対策用貯水量の確保	水道施設更新計画に基づき緊急遮断弁を設置し、市民の1週間分の水道水を確保する。	上下水道局
充水拠点の整備	水道施設更新計画に基づき給水塔を設置する。	上下水道局
水質管理の強化	水道施設更新計画に基づき次亜滅菌設備を更新する。また、取水井戸に濁度計を設置する。	上下水道局
井戸水提供に関する協定締結の拡大	新たな事業者との「災害時における井戸水の提供に関する協定」の締結。	環境局

道路橋梁新設改良事業	1-3 の記載に加えて下記 (主) 熊本田原坂線 (社町跨線橋) (主) 熊本高森線 (小島工区) (一) 砂原四方寄線 (池上工区) (一) 池上インター線 (池上工区) (一) 砂原四方寄線 (砂原工区) (一) 託麻北部線 (吉原工区) (一) 田迎木原線 (木部橋) (一) 植木河内港線 (東門寺工区) (一) 田迎木原線 (御幸木部工区) (一) 益城菊陽線 (弓削橋) (一) 辛川鹿本線 (中原工区) (一) 植木河内港線 (河内工区) (一) 植木山鹿線 (内工区) (一) 原植木線 (岩野工区) (一) 神水川尻線 (御幸笛田工区) (一) 小天下硯川線 (東門寺工区) (一) 益城菊陽線 (小山工区) (一) 熊本浜線 (画図工区) (都) 坪井龍田陣内線 (浄行寺工区) ※ (都) 熊本駅帯山線 (熊本駅東口駅前広場) (都) 新町戸坂線 ※ (都) 池田町花園線ほか1線 (島崎工区) (都) 池田町花園線ほか2線 (花園工区) ※ (都) 池田町花園線ほか (上熊本工区) ※ (都) 南熊本駅新町線ほか (新町工区) (都) 花園上熊本線 (都) パイン通り線 (都) 上熊本駅西口線 ※ (都) 熊本駅南線 (都) 鹿児島本線側道 (2号) (都) 豊肥本線側道 (1号) (市) 春日2丁目世安町第1号線 (三矯橋工区) (市) 春日2丁目第8号線 (市) 春日2丁目第13号線 (市) 田崎1丁目第1号線ほか1線 (市) 上熊本3丁目第5号線 (市) 鶴羽田町改寄町第1号線	都市建設局
------------	--	-------

	(市) 富合宇土南北線 (市) 植木古閑線 (市) 米塚田底第 1 号線 (市) 富応山本第 1 号線 (市) 永野～小野線 (市) 有泉小野第 1 号線・第 2 号線 (小野工区) (市) 大津植木線～植木 IC (市) 広住小野第 1 号線 (市) 隈庄六田第 1 号線 (市) 塚原藤山第 2 号線 (市) 舞原第 5 号線 (市) 龍田 3 丁目 4 丁目第 1 号線 (龍田工区) (市) 川尻町下無田第 1 号線 (市) 清藤第 5 号線 【3 号含む】 (市) 健軍町第 164 号線外 1 路線 (市) 北迫町植木町第 1 号線 (市) 清藤第 1 号線 (市) 渡鹿 4 丁目黒髪 5 丁目第 1 号線 (龍神橋) (市) 渡鹿 4 丁目黒髪 5 丁目第 1 号線 (渡鹿工区) (市) 舟島第 2 号線 (舟島橋) (市) 壺川 1 丁目津浦町第 1 号線 (壺川工区) (主) 宇土甲佐線 (富合町) (新橋工区) (市) 秋田沼山津第 5 号線 (鷺 3 号橋) (一) 神水川尻線 (御幸笛田 6 丁目) ※は無電柱化事業を含む。	
国直轄道路整備事業	1-3 の記載に加えて下記 【国】国道 3 号植木バイパス 【国】国道 3 号熊本北バイパス 【国】中九州横断道路 (大津熊本道路・滝室坂道路・竹田阿蘇道路) 【国】九州中央自動車道 (山都中島西～矢部 IC)	都市建設局
県管理道路整備事業 (再掲)	1-3 参照	都市建設局
その他道路整備事業 (事業主体未定)	1-3 の記載に加えて下記 熊本環状連絡道路	都市建設局
橋梁の耐震化 (再掲)	1-4 参照	都市建設局

横断歩道橋の耐震化（再掲）	1-4 参照	都市建設局
道路の無電柱化（再掲）	1-4 参照	都市建設局
橋梁の長寿命化（再掲）	1-4 参照	都市建設局
横断歩道橋の長寿命化（再掲）	1-4 参照	都市建設局
道路冠水対策（再掲）	1-4 参照	都市建設局
道路法面对策（再掲）	1-4 参照	都市建設局
耐震性を備えた港湾施設整備	【国】重要港湾（熊本港）の耐震強化岸壁整備促進	都市建設局
家庭内、企業内備蓄の推進	備蓄の必要性、効率的備蓄方法の周知等を行い、家庭等における 7 日分の備蓄を推進する。	政策局

2-2 避難所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援機能の麻痺

計画の推進のための取組	具体的な取組内容や事業個所等	局・区
福祉避難所・福祉子ども避難所について市民への周知	震災対処実動訓練において指定避難所を中心に、福祉避難所への移送、福祉子ども避難所への直接避難を実施する。その中で福祉避難所・福祉子ども避難所について住民への周知を図る。また、市政だよりやホームページによる広報を行う。	健康福祉局

2-3 警察、消防等による救助・救急活動等の絶対的不足、支援ルートの途絶による救助・救急活動の麻痺

計画の推進のための取組	具体的な取組内容や事業個所等	局・区
消防防災施設等の整備	消防指令センター等の消防防災施設の整備や防災拠点となる消防施設の耐震化を進める。	消防局
車両・資機材等の整備	最新鋭の車両、高度救助資機材、テロ対応資機材、空気呼吸器等の資機材の整備・更新を行う。	消防局
広域的な災害対応体制の強化	消防の応援及び受援体制を構築するとともに、常備消防の強化のために広域化の検討を進める。	消防局
消防団の体制強化（再掲）	1-2 参照	消防局
救急体制の強化	救急隊の増隊や効率的な部隊運用の検討を行うとともに、救急救命士及び救急有資格者等の養成を計画的に行う。	消防局
道路橋梁新設改良事業（再掲）	2-1 参照	都市建設局
舗装補修事業	（一）小池竜田線（八反田工区）	都市建設局

	(一) 小島新町線（池上工区） (国) 501 号（無田口工区） (市) 志々水莎崎第 1 号線	
交通安全対策事業	(一) 戸島熊本線（新外工区） (一) 熊本空港線（八反田工区・長嶺東工区） (一) 託麻北部線（龍田 8 丁目） (一) 小池竜田線（上南部工区） (国) 501 号（並建工区） (一) 熊本浜線（出仲間工区） (主) 宇土甲佐線（塚原工区） (一) 畠口川尻停車場線（護藤町） (市) 長嶺東 7 丁目第 2 号線 (市) 健軍第 129 号線 (市) 長嶺西 1 丁目小山 5 丁目第 1 号線 (都) 花園池亀線 (都) 池田町花園線 (市) 春日 2 丁目世安町第 1 号線 (市) 上熊本 3 丁目第 5 号線	都市建設局
国直轄道路整備事業（再掲）	2-1 参照	都市建設局
県管理道路整備事業（再掲）	2-1 参照	都市建設局
その他道路整備事業（事業主体未定）（再掲）	2-1 参照	都市建設局
橋梁の耐震化（再掲）	1-4 参照	都市建設局
横断歩道橋の耐震化（再掲）	1-4 参照	都市建設局
道路の無電柱化（再掲）	1-4、2-1 参照	都市建設局
橋梁の長寿命化（再掲）	1-4 参照	都市建設局
横断歩道橋の長寿命化（再掲）	1-4 参照	都市建設局
道路冠水対策（再掲）	1-4 参照	都市建設局
道路法面对策（再掲）	1-4 参照	都市建設局
市民救護能力の向上	応急手当の普及啓発を推進するとともに、高齢者福祉施設等との連携を強化する。	消防局

2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

計画の推進のための取組	具体的な取組内容や事業個所等	局・区
エネルギー供給機関との供給協定の締結	石油、L P G 販売機関等、各種エネルギー供給機関との災害協定締結を図る。	政策局
災害時の電力供給	西部環境工場の電力を、自営線を通じて近隣の	環境局

	城山公園に供給するとともに城山公園にE V充電設備を設置する。また、災害時には、日産との協定に基づきE Vを動く蓄電池として活用し、避難所等に電力を供給する。	
消防施設等への非常用電源設備等の整備	消防施設及び消防指令システムの非常用電源設備の整備・維持管理を行っていくとともに、自家用給油取扱所の設置等の補給体制を検討する。	消防局
橋梁の耐震化（再掲）	1-4 参照	都市建設局
横断歩道橋の耐震化（再掲）	1-4 参照	都市建設局
道路の無電柱化（再掲）	1-4、2-1 参照	都市建設局
橋梁の長寿命化（再掲）	1-4 参照	都市建設局
横断歩道橋の長寿命化（再掲）	1-4 参照	都市建設局
道路冠水対策（再掲）	1-4 参照	都市建設局
道路法面对策（再掲）	1-4 参照	都市建設局

2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（旅行者・観光客等）の発生

計画の推進のための取組	具体的な取組内容や事業個所等	局・区
帰宅困難者に関する情報収集体制の整備	関係機関、施設等との連絡体制を構築する。	政策局
帰宅困難者に対する情報伝達手段の確保、周知	帰宅困難者対応マニュアルを作成し関係者への周知を図る。	政策局
熊本駅白川口（東口）駅前広場整備事業	熊本駅白川口（東口）駅前広場（R3 完了）	都市建設局
シンボルプロムナード整備事業	桜町・花畑地区オープンスペース整備事業（R3 完了）	都市建設局
帰宅困難者に対する物資の確保	「大規模災害時における帰宅困難者等への支援に関する協定」に基づき、桜町ビルに水、食糧を備蓄し、計画的に更新補充する。	健康福祉局
帰宅困難者に関する情報収集体制の整備	帰宅困難者に関する情報を把握できるよう、関係機関、施設等との連絡体制を構築する。	経済観光局
支援物資及び輸送体制を確保する。	地域防災計画に基づき、適切な支援物資の輸送を行う。	経済観光局
民間の観光施設における来場者への対応について、緊急連絡体制の整備及び観光地周辺の避難所の周知を行う。	観光客が滞在先で避難所など様々な情報を把握できるよう、関係機関や施設等との連絡体制を構築する。	経済観光局

2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

計画の推進のための取組	具体的な取組内容や事業個所等	局・区
災害医療提供体制の充実	災害医療訓練の実施等。	健康福祉局
人工呼吸器装着者の名簿の整備	人工呼吸器装着者が含まれる名簿を作成している次の２課で、名簿をすり合わせ整備する。 ・災害時要援護者避難制度（健康福祉政策課） ・個別避難支援プラン（医療政策課） ・難病該当者（医療政策課）	健康福祉局
人工呼吸器装着者の避難先病院の稼働状況確認	災害発生時に人工呼吸器装着者から避難先病院の稼働状況について問い合わせがあった場合は、EMIS（広域災害救急医療情報システム）で確認する。	健康福祉局
人工呼吸器装着者の災害時避難行動のためのプラン作成	人工呼吸器装着者の災害時避難行動のためのプラン作成をとおして、災害時の対応を促す。	健康福祉局
道路橋梁新設改良事業（再掲）	2-1 参照	都市建設局
国直轄道路整備事業（再掲）	2-1 参照	都市建設局
県管理道路整備事業（再掲）	2-1 参照	都市建設局
その他道路整備事業（事業主体未定）（再掲）	2-1 参照	都市建設局
橋梁の耐震化（再掲）	1-4 参照	都市建設局
横断歩道橋の耐震化（再掲）	1-4 参照	都市建設局
道路の無電柱化（再掲）	1-4、2-1 参照	都市建設局
橋梁の長寿命化（再掲）	1-4 参照	都市建設局
横断歩道橋の長寿命化（再掲）	1-4 参照	都市建設局
道路冠水対策（再掲）	1-4 参照	都市建設局
道路法面对策（再掲）	1-4 参照	都市建設局

2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

計画の推進のための取組	具体的な取組内容や事業個所等	局・区
避難所等の衛生管理体制の強化	避難所運営マニュアルに衛生管理について記述する。	政策局
感染症等予防のための衛生教育	食中毒や感染症を予防するための知識・ルールの周知、教育等を行い、衛生管理を徹底する。	健康福祉局 各区

2-8 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生、多数の災害関連死の発生

計画の推進のための取組	具体的な取組内容や事業個所等	局・区
マンホールトイレの整備による避難所の衛生環境の向上	熊本市下水道総合地震対策計画（第2期）に基づき、小中学校や防災拠点に対してマンホールトイレを整備するとともに避難所運営委員会等へ設営方法等の講習を実施する。	上下水道局
学校給水設備の改修等による災害による断水時の一時的給水機能の確保	小・中学校の給水管の改修時に、建築基準法上の既存不適格である受水槽を貯水機能付給水管に計画的に取り換える。	教育委員会
学校施設の防災機能強化、バリアフリー化	学校施設のトイレ改修（洋式化・バリアフリー化）を実施し、安全で安心な空間を提供するとともに、避難場所としての機能確保を図る。	教育委員会
栄養状態の悪化防止	栄養の偏りを防ぐための食品の提供および食品選択の教育等を行う。	健康福祉局 各区
誤嚥性肺炎予防	誤嚥性肺炎予防のための口腔ケア及び自助についての教育を行う。	健康福祉局 各区
被災者住宅支援事業	被災者に対して行う建設型応急住宅や賃貸型応急住宅などの支援。	都市建設局
被災マンション建替支援事業	被災したマンションの建替えに対する支援。	都市建設局

3 必要不可欠な防災拠点を含む行政機能は確保する

3-1 市本庁舎等、防災拠点施設の被災による機能の大幅な低下

計画の推進のための取組	具体的な取組内容や事業個所等	局・区
本庁舎の整備に合わせて災害対策指揮室等を整備	災害対策本部等はワンフロアとし情報が共有しやすい環境を整える。	政策局
本庁舎の代替施設及び災害対策本部の移転先の選定・協議、移転マニュアルの作成	本庁舎使用不能時の災害対策本部の移転先の第一候補を消防局として、所要の資機材、通信等を準備するとともに、移転マニュアルの作成、訓練等を実施する。	政策局
本庁舎の機能維持	被被災時に本庁舎の機能維持を図るため、重要設備の更新等を適宜実施する。	総務局
立入可能な区役所等での業務継続	立入が可能な区役所等において、利用可能な端末を使用して業務を継続する。	総務局
市有建築物耐震対策基本方針	市有建築物の計画的な耐震化を図る。	都市建設局
直轄河川改修事業（再掲）	1-4 参照	都市建設局

立野ダム建設事業（再掲）	1-4 参照	都市建設局
県管理河川改修事業（再掲）	1-4 参照	都市建設局
公共建築物定期点検事業（再掲）	1-1 参照	都市建設局
公共施設保守点検集約事業（再掲）	1-1 参照	都市建設局
消防施設等の機能強化	消防施設の耐震化、改修及び建替えを計画的に行うとともに、消防救急デジタル無線の二重化等を行う。	消防局

3-2 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

計画の推進のための取組	具体的な取組内容や事業個所等	局・区
B O S S システムの整備、活用	各局（対策部）の実動マニュアルをB O S S システムに反映、活用要領を周知する。	政策局
訓練、研修の継続	年度訓練計画に基づく訓練、研修及び臨機の訓練、研修を実施し、成果を累積する。	政策局
市有建築物耐震対策基本方針（再掲）	3-1 参照	都市建設局
公共建築物定期点検事業（再掲）	1-1 参照	都市建設局
公共施設保守点検集約事業（再掲）	1-1 参照	都市建設局
データセンターの利活用	主要なサーバ機器をデータセンターで管理する体制を整備する。現在、データセンター以外で管理している福祉系のサーバーを、令和4年1月のシステム更改に合わせ、データセンターへ移設する。	総務局

4 必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 電力供給停止、サーバーのダウン等による情報通信の麻痺・長期停止

計画の推進のための取組	具体的な取組内容や事業個所等	局・区
大型蓄電池及び太陽光発電設備の整備	防災拠点等の市有施設に大型蓄電池や太陽光発電設備を整備する。	環境局
消防施設等への非常用電源設備等の整備（再掲）	2-4 参照	消防局
クラウドサービスの有効利用	内部事務を行う庁内ネットワークシステムについては、市施設や専用回線が利用できない場合	総務局

	であっても、一般の商用回線によりクラウドサービスを利用して業務を継続できるよう、モバイル端末の整備等を検討する。	
--	--	--

4-2 防災行政無線、緊急告知ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

計画の推進のための取組	具体的な取組内容や事業個所等	局・区
災害情報伝達方法について再検討	あらゆるメディアを活用した情報発信要領を検討する。	政策局

4-3 高齢者や障がいのある人等の災害弱者の情報獲得手段が限られていることによる重要情報伝達の不備

計画の推進のための取組	具体的な取組内容や事業個所等	局・区
避難所への手話通訳者派遣	聴覚障がい者の通訳支援のため、ろう者団体と連携し、避難所へ手話通訳者の派遣を行う。	健康福祉局
災害時要援護者避難支援制度への登録推進（再掲）	1-3 参照	健康福祉局

5 経済活動（サプライチェーンを含む。）を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による地元企業の生産力の著しい低下

計画の推進のための取組	具体的な取組内容や事業個所等	局・区
道路橋梁新設改良事業（再掲）	2-1 参照	都市建設局
橋梁の耐震化（再掲）	2-3 参照	都市建設局
橋梁長寿命化事業（再掲）	2-3 参照	都市建設局
国直轄道路整備事業（再掲）	2-1 参照	都市建設局
県管理道路整備事業（再掲）	2-1 参照	都市建設局
その他道路整備事業（事業主体未定）（再掲）	2-1 参照	都市建設局
橋梁の耐震化（再掲）	1-4 参照	都市建設局
横断歩道橋の耐震化（再掲）	1-4 参照	都市建設局
道路の無電柱化（再掲）	1-4、2-1 参照	都市建設局
橋梁の長寿命化（再掲）	1-4 参照	都市建設局
横断歩道橋の長寿命化（再掲）	1-4 参照	都市建設局
道路冠水対策（再掲）	1-4 参照	都市建設局
道路法面对策（再掲）	1-4 参照	都市建設局
耐震性を備えた港湾施設整備（再掲）	2-1 参照	都市建設局

5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

計画の推進のための取組	具体的な取組内容や事業個所等	局・区
自立分散型エネルギーシステム構築の普及啓発の推進	非常時の電源確保だけでなく、常時の省エネを実現する太陽光などの再生可能エネルギーや大型蓄電池（EVを含む）を組み合わせた自立分散型エネルギーシステムを構築する。	環境局
道路橋梁新設改良事業（再掲）	2-1 参照	都市建設局
橋梁の耐震化（再掲）	2-3 参照	都市建設局
国直轄道路整備事業（再掲）	2-1 参照	都市建設局
県管理道路整備事業（再掲）	2-1 参照	都市建設局
その他道路整備事業（事業主体未定）（再掲）	2-1 参照	都市建設局
橋梁の耐震化（再掲）	1-4 参照	都市建設局
横断歩道橋の耐震化（再掲）	1-4 参照	都市建設局
道路の無電柱化（再掲）	1-4、2-1 参照	都市建設局
橋梁の長寿命化（再掲）	1-4 参照	都市建設局
横断歩道橋の長寿命化（再掲）	1-4 参照	都市建設局
道路冠水対策（再掲）	1-4 参照	都市建設局
道路法面对策（再掲）	1-4 参照	都市建設局
道路照明灯LED化	（主）熊本高森線他 （市）野中3丁目田迎5丁目第1号線	都市建設局

5-3 農地や農水産業用施設等の大規模な被災による生産活動への甚大な影響

計画の推進のための取組	具体的な取組内容や事業個所等	局・区
排水機場の適切な運用の推進（再掲）	1-4 参照	農水局
農業用ため池の整備・保全の推進	農業用ため池の決壊・機能不全による二次被害を防止するために老朽ため池の計画的な改修を行う。 また、決壊した場合に人的被害を与える恐れのある防災重点ため池について、迅速な避難行動に資するためにハザードマップを作成する。 ○ 農村地域防災減災事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業 【県】鰯瀬（堤体工1式） 【市】農業用ため池ハザードマップ作成（12	農水局

	箇所) 【県・市】農業用ため池の豪雨性能評価・耐震性能評価（１式） 【市】宮の下（防災重点農業用ため池簡易ハード対策） 【市】村中（防災重点農業用ため池簡易ハード対策）	
農業水利施設の整備・保全の推進	自然災害による農地・農業用施設の被害防止または軽減を図るため、計画的な整備・保全を行う。 ○ 農村地域防災減災事業、農山漁村地域整備交付金、農業水路等長寿命化・防災減災事業 【県】秋津（用水路工 L=2.1km） 【県】宇土八水（揚水機場 1 箇所） 【県】宇土八水 2 期（用水路工 L=1.0km、揚水機場 1 箇所、樋門 2 箇所） 【県】玉名 4 期（頭首工 1 箇所） 【県】東門寺 2 期（排水路 L=2.2km、水兼農道 L=3.5km） 【県】黒石 2 期（排水路 L=3.0km、水兼農道 L=1.6km）	農水局
農道の整備・保全の推進	大規模災害時の農産物等の出荷等の確保や、災害時のう回路とするため、農道の計画的な整備及び維持更新を行う。 ○ 農山漁村地域整備交付金、農地耕作条件改善事業 【県】植木東部（農道工 L=4.5km） 【県】谷尾崎 2 期（農道工 L=0.9km） 【県】谷尾崎 3 期（農道工 L=1.6km） 【市】南尾迫地区（農道工 L=1.8km）	農水局

漁港・漁場の整備及び機能保全の推進	漁港・漁場の計画的な整備及び老朽化した漁港施設の機能保全を推進する。 ○ 水産基盤整備事業、水産基盤整備交付金事業（漁港漁場整備分） 【市】天明漁港 【市】海路口漁港 【市】四番漁港 【市】市管理漁港の機能保全計画の見直し 【県】塩屋漁港 【県】熊本市沿岸域（漁場）	農水局
低コスト耐候性ハウスの導入等の推進	大規模災害時における農産物生産機能の低下を防止するため、低コスト耐候性ハウス等の気象災害の影響を軽減する施設の導入等を推進する。 ○ 強い農業・担い手づくり総合支援交付金、産地生産基盤パワーアップ事業、園芸産地における事業継続強化対策	農水局
農産物集出荷施設の耐震・免震化の推進	大規模災害時における農作物等の出荷機能を確保するため、集出荷施設（選果場、C E、R C等）の耐震化、免震化を推進する。 ○ 強い農業・担い手づくり総合支援交付金	農水局

5-4 農工業用水の長期間にわたる供給停止による生産活動への甚大な影響

計画の推進のための取組	具体的な取組内容や事業個所等	局・区
農業用ため池の整備・保全の推進（再掲）	5-3 参照	農水局
農業水利施設の整備・保全の推進（再掲）	5-3 参照	農水局
農業用水の安定供給	大規模災害時においても農業用水の持続した供給、又は早期供給再開を行うため、計画的に農業用用水施設の整備・保全を図る。 ○ 水利施設等保全高度化事業、農村地域防災減災事業、農山漁村地域整備交付金、農業水路等長寿命化・防災減災事業 【県】松ノ木堰（頭首工1箇所、サイホン工1箇所） 【県】秋津（用水路工L=2.1km）	農水局

	【県】馬場楠井手（護岸工 L=0.9km、取水ゲート 1 箇所） 【県】鰐瀬（堤体工 1 式） 【県】宇土八水（揚水機場 1 箇所） 【県】宇土八水 2 期（用水路工 L=1.0km、揚水機場 1 箇所、樋門 2 箇所） 【県】玉名 4 期（頭首工 1 箇所） 【団】内目（揚水機場 1 式） 【団】七本（揚水機場 1 式） 【団】石塘三の井手（ゲート改修 1 基） 【団】浜戸川統合堰（頭首工 1 箇所） 【団】塔ノ本（揚水機場 1 式） 【団】永ノ尾（揚水機場 1 式） 【団】後古閑（揚水機場 1 式） 【団】諏訪（揚水機場 1 式） 【団】円台寺（揚水機場 1 式） 【団】辺田野（揚水機場 1 式） 【団】桐木（揚水機場 1 式） 【団】秋津飯野（用水管取替工） 【市】、【団】「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」を踏まえた農業用ため池の適切な維持管理の実施。	
--	--	--

5-5 道路の寸断、著しい交通渋滞等による物流機能の大幅な低下

計画の推進のための取組	具体的な取組内容や事業箇所等	局・区
道路橋梁新設改良事業（再掲）	2-1 参照	都市建設局
橋梁の耐震化（再掲）	2-3 参照	都市建設局
橋梁長寿命化（再掲）	2-3 参照	都市建設局
舗装補修事業（再掲）	2-3 参照	都市建設局
交通安全対策事業（再掲）	2-3 参照	都市建設局
国直轄道路整備事業（再掲）	2-1 参照	都市建設局
県管理道路整備事業（再掲）	2-1 参照	都市建設局
その他道路整備事業（事業主体未定）（再掲）	2-1 参照	都市建設局
橋梁の耐震化（再掲）	1-4 参照	都市建設局
横断歩道橋の耐震化（再掲）	1-4 参照	都市建設局
道路の無電柱化（再掲）	1-4、2-1 参照	都市建設局

橋梁の長寿命化（再掲）	1-4 参照	都市建設局
横断歩道橋の長寿命化（再掲）	1-4 参照	都市建設局
道路冠水対策（再掲）	1-4 参照	都市建設局
道路法面对策（再掲）	1-4 参照	都市建設局
自転車走行空間整備事業	（国）266 号 （主）熊本玉名線 （主）熊本田原坂線 （主）熊本停車場線 （主）熊本菊鹿線 （主）熊本高森線 （主）熊本益城大津線 （一）熊本空港線 （一）熊本浜線 （一）瀬田熊本線 （一）四方寄熊本線 （一）熊本菊陽線 （一）熊本空港線 （一）熊本戸島線 （一）神水川尻線 （市）千葉城町草場町第 1 号線 （市）九品寺 6 丁目画図町下無田第 2 号線 （市）二本木 2 丁目新屋敷 1 丁目第 1 号線 （市）新大江 1 丁目 3 丁目第 1 号線 （市）新大江 2 丁目 3 丁目第 1 号線 （市）九品寺 2 丁目第 1 号線 （市）九品寺 3 丁目九品寺 5 丁目第 1 号線 （市）安政町第 3 号線 （市）花畑町九品寺 4 丁目第 1 号線 （市）健軍 2 丁目尾ノ上 2 丁目第 1 号線 （市）萩原町出水 2 丁目第 1 号線 （市）東町 1 丁目画図東 2 丁目第 1 号線 （市）桜町新町 1 丁目第 1 号線 （市）米屋町 1 丁目本山 2 丁目第 1 号線 （市）紺屋今町辛島町第 1 号線 （市）紺屋今町花畑町第 1 号線 （市）新屋敷 3 丁目大江 5 丁目第 1 号線 （市）水前寺 3 丁目 4 丁目第 1 号線	都市建設局

	(市) 水前寺 1 丁目水前寺 6 丁目第 1 号線 白川ちゃりんぽみち (子飼橋～明午橋)	
市電延伸の検討	自衛隊ルート (約 1.5km)	都市建設局
農道の整備・保全の推進 (再掲)	5-3 参照	農水局
水道管路の改築更新事業	水道施設更新計画及び管路維持管理計画に基づく管路の改築更新等を行い、管路の適正な維持管理を図る。	上下水道局
下水道管路の改築更新事業	熊本市下水道ストックマネジメント計画に基づく下水道管路の改築更新等を行い、管路の適正な維持管理を図る。	上下水道局
緊急作業マニュアルの更新及び周知の定例化	毎年緊急作業マニュアルの更新を行うとともに、建設業団体及び職員への事前周知の徹底を図る。	総務局

6 生活に最低限必要な電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

計画の推進のための取組	具体的な取組内容や事業個所等	局・区
道路の無電柱化 (再掲)	1-3、1-4、2-3 参照	都市建設局
太陽光発電や蓄電池、エネファーム導入の普及啓発の推進	個別の家庭に対する、補助金制度の導入等により、常時の省エネの実現だけでなく非常時の電源確保のための太陽光発電や蓄電池 (EV を含む)、エネファーム導入を推進する。	環境局

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

計画の推進のための取組	具体的な取組内容や事業個所等	局・区
地下水採取量削減や地下水のかん養対策の実施	地下水採取量削減のための節水市民運動や地下水量保全のための白川中流域での水田湛水事業、河川上流域での水源かん養林整備。	環境局
水道施設の機能強化(再掲)	2-1 参照	上下水道局
安定給水の強化(再掲)	2-1 参照	上下水道局
取水井戸の点検・更生等	取水井戸について、計画的な点検調査及び更生を行うとともに、水道施設更新計画等に基づき更新する。	上下水道局
水道管路の耐震化(再掲)	2-1 参照	上下水道局

水道基幹管路の耐震化(再掲)	2-1 参照	上下水道局
水道基幹管路の二重化等(再掲)	2-1 参照	上下水道局
重要給水施設管路の耐震化(再掲)	2-1 参照	上下水道局
災害対策用貯水量の確保(再掲)	2-1 参照	上下水道局
充水拠点の整備(再掲)	2-1 参照	上下水道局
水質管理の強化(再掲)	2-1 参照	上下水道局

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

計画の推進のための取組	具体的な取組内容や事業個所等	局・区
下水道の耐震化	熊本市下水道総合地震対策計画（第2期）に基づく災害時に下水道処理機能の確保に必要な浄化センター・ポンプ場・管路の耐震対策等及び重要な幹線等における管路の耐震対策を実施する。	上下水道局
下水道管路の改築更新事業(再掲)	5-5 参照	上下水道局
未普及地区の整備推進	公共下水道の未普及地区を整備推進する。	上下水道局
下水道施設の増設	下水道の普及に伴い増加する下水の処理を行うために、浄化センターの増設を実施する。	上下水道局
合併処理浄化槽の推進	災害に強く早期に復旧できる特性を持つ合併処理浄化槽への転換を推進する。	環境局
マンホールトイレの整備による避難所の衛生環境の向上(再掲)	2-8 参照	上下水道局
避難所等のトイレ対策強化	熊本市災害廃棄物処理計画の中で、し尿の収集、運搬、処理について明記し、また、市役所全体で実施する震災対処実動訓練時に、避難所への円滑な仮設トイレ設置に向け、関係業者から被災状況などの情報収集を行うことで、緊急時の応急措置に備える。	環境局
農業集落排水施設の保全の推進	処理施設が老朽化していることから、策定済みの保全計画及び点検状況を考慮した施設の適切な維持管理に努めるほか、公共下水道への接続検討を進める。また、震災時には早期復旧のた	農水局

	めに必要となる迅速な調査及び支援を受けるための体制（協定）を整備する。	
--	-------------------------------------	--

6-4 地域交通網等の交通インフラの長期間にわたる機能停止

計画の推進のための取組	具体的な取組内容や事業個所等	局・区
緊急作業マニュアルの更新及び周知の定例化（再掲）	毎年緊急作業マニュアルの更新を行うとともに、建設業団体及び職員への事前周知の徹底を図る。	総務局
道路橋梁新設改良事業（再掲）	2-1 参照	都市建設局
舗装補修事業（再掲）	2-3 参照	都市建設局
国直轄道路整備事業（再掲）	2-1 参照	都市建設局
県管理道路整備事業（再掲）	2-1 参照	都市建設局
その他道路整備事業（事業主体未定）（再掲）	2-1 参照	都市建設局
橋梁の耐震化（再掲）	1-4 参照	都市建設局
横断歩道橋の耐震化（再掲）	1-4 参照	都市建設局
道路の無電柱化（再掲）	1-4、2-1 参照	都市建設局
橋梁の長寿命化（再掲）	1-4 参照	都市建設局
横断歩道橋の長寿命化（再掲）	1-4 参照	都市建設局
道路冠水対策（再掲）	1-4 参照	都市建設局
道路法面对策（再掲）	1-4 参照	都市建設局
自転車走行空間整備事業（再掲）	5-5 参照	都市建設局
市電延伸の検討（再掲）	5-5 参照	都市建設局
農道の整備・保全の推進（再掲）	5-3 参照	農水局
水道管路の改築更新事業（再掲）	5-5 参照	上下水道局
下水道管路の改築更新事業（再掲）	5-5 参照	上下水道局

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 同時多数箇所での大規模火災による多数の死傷者の発生

計画の推進のための取組	具体的な取組内容や事業個所等	局・区
住宅等の火災予防の強化	SNS 等を活用して積極的に市民に対して火災予防等に関する情報を提供するとともに大規模災害に伴う燃焼機器への可燃物の接触による出火や	消防局

	停電発生からの通電を起因とする出火の可能性について広報・啓発に努める。	
消防水利の強化（再掲）	1-2 参照	消防局
消防団の体制強化（再掲）	1-2 参照	消防局

7-2 沿線・沿道の建物倒壊等による直接的な被害及び交通麻痺

計画の推進のための取組	具体的な取組内容や事業個所等	局・区
特定建築物耐震化促進事業	緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断に要する経費について助成する。	都市建設局

7-3 たため池、天然ダム等の損壊・堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生

計画の推進のための取組	具体的な取組内容や事業個所等	局・区
農業用ため池の整備・保全の推進（再掲）	5-3 参照	農水局
天然ダム対策	県と連携して、天然ダムの発生の恐れがある地域や影響範囲等についての見積り、資料の整備を推進する。	政策局

7-4 大量の火山灰の降灰・堆積等による交通マヒ、農作物等の被害、健康被害の発生、長期化

計画の推進のための取組	具体的な取組内容や事業個所等	局・区
農業者への支援	火山灰の降灰による農業被害を防止するため、降灰の影響を軽減する施設等の導入や、土壌分析に基づく土壌矯正等に対する支援を行う。 ○ 農山漁村地域整備交付金、特殊自然災害対策施設緊急整備事業、農村地域防災減災事業	農水局

7-5 有害物質の大規模拡散・流出による荒廃

計画の推進のための取組	具体的な取組内容や事業個所等	局・区
有害物質への対応体制の整備	危険物施設に対し、非常時の事前計画の作成、従業員への教育・訓練等の対策について指導強化を図る。	消防局
市有建築物内外装建材石綿含有調査事業	熊本市公共建築物長寿命化指針の対象施設（学校・住宅等を除く）の内外装に用いられる石綿含有仕上げ塗材の調査。	都市建設局
民間建築物アスベスト改修事業	所有者等に対して、アスベスト含有調査や除去等に要する費用について助成を実施し、その周	都市建設局

	知を図る。	
アスベスト対策	除去工事の際にファイバーモニターを積極的に用いながらアスベストの飛散状況を確認する。	環境局

7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

計画の推進のための取組	具体的な取組内容や事業個所等	局・区
農業生産基盤の早期復旧の推進	農地・農業用施設の被災からの早期営農再開に資するため、災害復旧に活用できる補助事業及び事業制度（応急工事制度等）の毎年度事前周知を行う。 ○ 農地・農業用施設災害復旧事業、市単独災害復旧事業 【県】【市】【団】 農地・農業用施設災害復旧事業 【市】【団】 市単独災害復旧事業	農水局
地域の活性化と国土の保全・防災	農地等の荒廃による大規模災害の被害拡大を防止するため、区画整理等による農業生産基盤を計画的に整備し、農業生産活動を維持する。 ○ 農業競争力強化農地整備事業、農山漁村地域整備交付金、水利施設保全高度化事業 【県】 甲畠口（区画整理 A=69ha） 【県】 小島（区画整理 A=108ha） 【県】 梅洞（区画整理 A=108.2ha） 【県】 宇土開（区画整理 A=47ha） 【県】 元三・木部（区画整理 A=84.3ha） 【県】 甲畠口（区画整理 A=69ha） 【県】 七本（区画整理 A=74ha） 【県】 船津・清田（農道工1式、用水路工1式、排水路工1式） 【県】 白浜（農道工1式、用水路工1式、排水路工1式）	農水局
中山間地域等の振興	耕作放棄地の拡大等による農地・農村の荒廃の防止や、持続可能な生産活動を確保するための支援を図る。 ○ 中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金事業 【市】、【団】 中山間地域等直接支払制度	農水局

	交付金 対象面積 A=833ha 【市】、【団】 多面的機能支払交付金事業 農地維持支払交付金 対象面積 A=7,867ha 資源向上（共同）支払交付金 対象面積 A=6,968ha 資源向上(長寿命化)支払交付金 対象面積 A=7,209ha	
森林の多面的機能を確保するための適切な森林整備	山地災害危険地区等の周辺森林で実施する間伐等の森林整備を実施する。 公益的機能別施業森林区域内で実施する間伐等の森林整備を実施する。	都市建設局
野生鳥獣による農作物への被害対策	野生鳥獣による農地・森林等の荒廃により、大規模災害時の被害が拡大することを防止するため、有害鳥獣の農地への侵入を防ぐ防止柵の導入、えさ場やすみかの除去等の環境整備を推進する。 ○ 鳥獣被害防止総合対策交付金	農水局

7-7 デマ等によるパニック・暴動等の発生

計画の推進のための取組	具体的な取組内容や事業個所等	局・区
情報収集・発信体制の整備	SNS に市民が投稿した情報から関連情報を収集し、情報収集力の強化を図る	政策局
本市広報媒体の周知と地域コミュニティ内の連携強化	まちづくりセンターなどによる広報媒体の周知と地域コミュニティ支援	文化市民局・区
地域防災の活動基盤の整備	自主防災クラブ等の活動により、地域内で連携強化を図るとともに、災害時にも十分な防災活動ができるよう地域と市の連携も強化する。	政策局・区

7-8 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

計画の推進のための取組	具体的な取組内容や事業個所等	局・区
情報発信ツールの積極的活用	民間等と連携して正確な情報を把握し、WEB・SNS・マスコミ等を活用して迅速に情報発信を行う。 また、国、県による復興支援策の情報を収集し、関係機関と連携した情報発信を行う。	政策局 経済観光局 農水局

食と観光の一体的な情報発信	各地域の自然、農水産物、食、歴史、文化、温泉、景観等の地域資源について一体的に情報発信を行う。	政策局 経済観光局 農水局
---------------	---	---------------------

8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興の大幅な遅れ

計画の推進のための取組	具体的な取組内容や事業個所等	局・区
熊本市災害廃棄物処理計画の充実・強化	他都市や事業者と締結している災害時応援協定についてより実効性を確保するため応援要請の受付や処理能力を定期的に確認・見直すこと等により、熊本市災害廃棄物処理計画の充実・強化を図る。	環境局

8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等による復興の大幅な遅れ

計画の推進のための取組	具体的な取組内容や事業個所等	局・区
専門家・技術職員等の養成、確保	大規模災害時に不足が予想される専門家・技術職員等の育成、確保のための施策を推進する。 別表第1「復興を支える技術職員の確保等」 また、被災地の応援職員の確保を目的とした技術職員の増員について検討する。	各局
市民公益活動推進事業	市民活動支援センター（あいぽーと）の運営業務を行う。	文化市民局
ボランティアの確保・体制の整備	熊本市社会福祉協議会の運営する災害ボランティアセンターと連携し、ボランティアを確保する。	健康福祉局
熊本地震関連文書等保存・検索システムの活用	各局において保存している熊本地震関連文書を、将来の災害等において有効活用できるよう、維持・整備、継承する。	各局
復旧に必要な文化財情報の整備	建造物や史跡などに関して、測量等の基本的なデータを備え、正確かつ早期の復旧が可能になるようにするとともに、民間所有文化財の保管状況について把握し、必要な支援（文化財レスキューなど）を速やかに行えるようにする。	文化市民局
施設台帳の整備（排水機場、揚水機場等）	市が所管及び関与する施設の施設台帳の整備・保管について検討する。	農水局

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等による復旧・復興の大幅な遅れ

計画の推進のための取組	具体的な取組内容や事業個所等	局・区
町内自治会・校区自治協議会への支援事業	補助金交付による団体への財政支援や、研修会の開催等による活性化支援を行う。	文化市民局
防犯灯の整備・維持管理事業	防犯灯の新規設置、ＬＥＤ灯への取替、電気代に対する補助を行う。	文化市民局
マンション管理規約整備支援事業	管理規約を整備する際に係る費用の一部を補助。	都市建設局

8-4 事業用地の確保、仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

計画の推進のための取組	具体的な取組内容や事業個所等	局・区
災害発生時すぐに仮設事業所等の整備ができるように不動産情報の集約	複数の不動産会社からの情報収集に努めており、災害発生時には情報提供を行う。	経済観光局
熊本県や商工団体等と連携することで事業者に対し、速やかに支援を行う事ができる体制を構築	店舗・事業所のり災証明書を速やかに発行する。	経済観光局

8-5 生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済への甚大な影響

計画の推進のための取組	具体的な取組内容や事業個所等	局・区
災害発生時において、業務の継続・早期復旧のため各企業での事業継続計画（ＢＣＰ）策定について普及啓発や支援等の情報提供を行う。	事業継続計画（ＢＣＰ）策定について、熊本県や関係団体と連携し、普及啓発や支援等の情報提供を行う。	経済観光局
低コスト耐候性ハウスの導入等の推進	5-3 参照	農水局
農業保険制度への加入推進	大規模災害時における農業者の経営安定を図るため、収入保険制度をはじめとした農業共済制度への加入を推進する。	農水局
農産物集出荷施設の耐震・免震化の推進	5-3 参照	農水局

8-6 被災者の生活再建が大幅に遅れる事態

計画の推進のための取組	具体的な取組内容や事業個所等	局・区
地籍調査事業、 都市再生地籍調査事業、 (街区境界調査) 14 条地図整備事業及び 国土調査法 19 条 5 項制度の 推進	国土調査事業十箇年計画に基づき調査を実施 ・ D I D (人口集中) 地域 ・ 災害 (土砂災害・液状化・洪水等) が発生する恐れのある地域 ・ 公共工事 (道路等) の計画がある地域等 法務局が行う 14 条地図整備事業の推進 (2. 33 ㎢完了) 国・県及び他課と連携し、民間及び公共工事事業者等へ国土調査法 19 条 5 項制度の活用推進を行う。(30. 70 ㎢完了)	都市建設局
被災者住宅支援事業(再掲)	2-8 参照	都市建設局
被災マンション建替支援事業 (再掲)	2-8 参照	都市建設局

8-7 公共施設の復旧の遅れによる被災者支援の停滞

計画の推進のための取組	具体的な取組内容や事業個所等	局・区
地籍調査事業 (再掲)	8-6 参照	都市建設局

(3) 進捗管理

計画の進捗を客観的に把握するため、可能な限り重要業績指標 (KPI) 等を用いて進捗を把握するものとする。

計画の進捗は、毎年度実施し、問題点・課題等を明らかにして対応していくものとする。

各施策の重要業績指標等については、別表第 2 のとおり。

(4) 計画の見直し

本計画は、総合計画の見直し・策定に合わせて見直すとともに、状況の変化等に応じて適宜見直すものとする。

復興を支える技術職員の確保等

大規模災害時に大幅な不足が予想される専門家・技術職員等			専門家・技術職員等の育成、確保のための施策
土木職	・被災家屋等の公費解体 ・災害廃棄物処理	環境局	・庁内の人事異動及び他都市からの派遣（長期）等により確保。
	・被災した文化財等の復旧	文化市民局	・文化庁、県、他都市との更なる連携強化による技術職員の派遣要請。 ・国、県、他都市、全国的な文化財の協議会との連携により、被災した文化財の分野ごとの技術職員を補完。
	・被災した土地改良施設の応急対策、復旧 ・被災した漁港施設の応急対策、復旧	農水局	・災害査定マニュアル等の研修。 ・他都市との災害協定の充実。 ・民間コンサルタント業者との連携協定の充実。
	・被災した道路等の応急対策、復旧 ・道路の障害物等の除去、安全処置 ・被災宅地危険度判定 ・災害査定	都市建設局	・平時から応援・受援体制を構築。 ・各種協会等と必要な協定の締結。
	・被災した上下水道の応急対策、復旧 ・調査、災害査定	上下水道局	・応援職員の要請等を迅速にできる体制を構築。 ・民間業者との連携協定の充実。
建築職	老人福祉施設（公設）の被害調査、復旧工事等	健康福祉局	・応援職員の要請等を迅速にできる体制を構築
	・被災家屋等の公費解体 ・災害廃棄物処理	環境局	・庁内の人事異動及び他都市からの派遣（長期）等により確保。
	・被災した文化財等の復旧	経済観光局	・文化庁、県、他都市との更なる連携強化による技術職員の派遣要請。 ・国、県、他都市、全国的な文化財の協議会との連携により、被災した文化財の分野ごとの技術職員を補完。

大規模災害時に大幅な不足が予想される専門家・技術職員等			専門家・技術職員等の育成、確保のための施策
建築職	- 被災建築物応急危険度判定 - 被災した市施設の点検、修理 - 災害査定	都市建設局	- 平時から応援・受援体制を構築。災害時にしか発生しない業務（応急危険度判定など）についても、平時からの備えを実施。 - 各種協会等と必要な協定の締結。
	被災した学校施設の点検、修理	教育委員会	平時から応援・受援体制を構築。
機械職	- 被災した市施設の機械設備の点検、修理 - 災害査定	都市建設局	- 平時から応援・受援体制を構築。 - 各種協会等と必要な協定の締結。
	被災した学校の機械設備の点検、修理	教育委員会	平時から応援・受援体制を構築。
	- 被災した上下水道の応急対策、復旧 - 調査、災害査定	上下水道局	- 応援職員の要請等を迅速にできる体制を構築。 - 民間業者との連携協定の充実。
電気職	- 被災した電気設備の点検、修理 - 災害査定	都市建設局	- 平時から応援・受援体制を構築。 - 各種協会等と必要な協定を締結。
	被災した学校の電気設備の点検、修理	教育委員会	平時から応援・受援体制を構築
	- 被災した上下水道の応急対策、復旧 - 調査、災害査定	上下水道局	- 応援職員の要請等を迅速にできる体制を構築。 - 民間業者との連携協定の充実。
水産職	- 被災した漁場の状況調査 - 被災したのり加工場等の調査	農水局	平時から応援・受援体制を構築。
化学職	上下水道の水質検査	上下水道局	- 応援職員の要請等を迅速にできる体制を構築。 - 民間事業者との連携協定の充実。
技工職	電車車両及び施設（軌道、架線等）の点検、修理	交通局	- OJTによる技術継承 - 資格取得のための研修派遣

大規模災害時に大幅な不足が予想される専門家・技術職員等			専門家・技術職員等の育成、確保のための施策
保健師 看護師 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	・高齢者の安否確認、保健指導、介護予防活動等	健康福祉局	・応援職員の要請等を迅速にできる体制を構築。
文化財専門職員	・被災した文化財の復旧、埋蔵文化財包蔵地内での確認調査・本発掘調査等	文化市民局	・文化庁、県、他都市との更なる連携強化による文化財専門職員の派遣要請。 ・国、県、他都市、全国的な文化財の協議会との連携により、被災した文化財の分野ごとの専門家を補完。
家屋被害認定調査に従事する職員	・家屋被害認定調査	財政局	・税務部職員に加え、熊本地震の際に家屋被害認定調査に従事した他部局職員の確保。 ・被災自治体への応援による家屋被害認定調査のスキルアップ。 ・被災自治体への派遣職員候補者名簿登載者に対して、家屋被害認定調査業務についての研修を毎年度実施。
災害廃棄物の収集運搬に従事する職員	・大量に発生する災害廃棄物の収集、運搬等	環境局	・応援職員の要請等を迅速にできる体制を構築。 ・他都市との災害時相互連携協定の充実。 ・民間事業者との災害協定等の充実。
外国語・外国文化に精通した専門家	・外国人への情報発信、対応	政策局	・平時からのボランティアを含めた人材の育成、確保。 ・県外の地域国際化協会と防災協定等を締結し、大規模災害時等には互いに協力を要請できるようネットワークを構築。 ・全国的なボランティアの養成や派遣の仕組みの必要性について情報発信。
スクールカウンセラー（臨床心理士等）	・児童・生徒等の精神的ショック・ストレスの軽減	教育委員会	・カウンセラーの派遣等について、日本臨床心理士会等の民間力が活用できるよう関係団体等の協力体制の構築を推進。

別表第 2

重要業績指標等

項目名		R 1 年度 現状値 (R2. 3 末)	R2 年度 現状値 (R3. 3 末)	R3 年度 現状値 (R4. 3 末)	R4 年度 現状値 (R5. 3 末)	R5 年度 目標値	R6 年度 目標値	R7 年度 目標値	関係局
1 直接死を最大限防ぐ									-
(1)	耐震診断助成制度利用件数（戸建木造住宅）	2, 883	3, 155	3, 268	3412	順次 実施	順次 実施	順次 実施	都市建設局
(2)	建築物の長寿命化に向けた点検の適切な実施 と結果の周知、改善指導	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	都市建設局
(3)	民間住宅の耐震化率	不明	94%	未定 (値は 5 年 毎に判明)	未定 (値は 5 年 毎に判明)	未定	未定	未定	都市建設局
(4)	宅地の耐震化（宅地液状化防止事業）	2 区域/9 区 域	2 区域/9 区 域	4 区域/9 区 域	9 区域/9 区 域	-	-	-	都市建設局
(5)	校区防災連絡会の設置率	80%	92. 7%	99%	99%	100%	100%	100%	政策局
(6)	区画整理事業施行面積	35. 6ha	35. 6ha	35. 6ha	35. 6ha	6. 8ha	10. 7ha	11. 4ha	都市建設局
(7)	防火・防災啓発活動への参加者数	40, 690	16, 759	21, 025	25, 390	40, 000	検討中	検討中	消防局
(8)	事業中である幹線道路の整備進捗率	48%	49%	53%	54%	70%	70%	100%	都市建設局
(9)	橋梁耐震化数	2 橋実施	4 橋実施 1 橋完了	1 橋完了	1 橋実施 1 橋完了	1 橋完了予定	1 橋完了予定	1 橋完了予定	都市建設局
(10)	広域河川の河川整備率	70. 0%	71. 2%	71. 5%	72. 1%	71. 5%	検討中	検討中	都市建設局
(11)	準用河川の河川整備率	60. 5%	62. 4%	63. 8%	66. 9%	0. 6	検討中	検討中	都市建設局
(12)	雨水排水施設の整備面積	5, 439ha	5, 439ha	5, 439ha	5, 439ha	5, 899ha	検証中	検証中	都市建設局 上下水道局
(13)	重点対策地区の対策実施面積	508. 4 ha	690. 5 ha	690. 5 ha	690. 5 ha	690. 5 ha	813. 9 ha	1024 ha	都市建設局 上下水道局
(14)	市街化区域における浸水区域の解消率	53. 3%	53. 3%	53. 3%	53. 3%	57. 8%	57. 8%	57. 8%	都市建設局
(15)	雨水流出抑制施設の機能保持達成率	100%	100%	100%	100%	100%	検証中	検証中	都市建設局
(16)	がけ地近接等危険住宅移転事業の件数	2 件	0 件	0 件	0 件	1 件	1 件	1 件	都市建設局
(17)	要配慮者利用施設の避難確保計画の作成率	5%	71%	98%	93%	100%	100%	100%	政策局
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む。）とともに、被災者等の健康・避難生活環境を確保し、災害関連死を最大限防ぐ									-
(18)	事業中である幹線道路の整備進捗率	48%	49%	53%	54%	70%	70%	100%	都市建設局
(19)	無電柱化済延長	55km	55. 6km	55. 6km	56. 6km	56. 1km	56. 1km	56. 5km	都市建設局

(20)	橋梁耐震化数（再掲）	2 橋実施	4 橋実施 1 橋完了	1 橋完了	1 橋実施 1 橋完了	1 橋完了予定	1 橋完了予定	1 橋完了予定	都市建設局
(21)	橋梁点検数	633	401	523	330	740	520	520	都市建設局
(22)	橋梁の老朽化対策	41 橋設計済 21 橋工事済	37 橋設計済 29 橋工事済	59 橋設計済 14 橋工事済	1 橋設計済 13 橋工事済	20 橋工事予 定	検討中	検討中	都市建設局
(23)	応急手当講習の受講者数	34,990	6,252	8,901	21,701	37,000	検討中	検討中	消防局
(24)	消防施設の非常用電源設備（無給油 72 時間稼働）整備率	86%	86%	86%	86%	86%	86%	86%	消防局
(25)	観光施設等の緊急連絡先の登録率	60%	75%	87%	88%	90%	95%	100%	経済観光局
(26)	災害対策用貯水量	61450m3	61450m3	66950m3	66950m3	68300m3	-	-	上下水道局
(27)	耐震適合性のある基幹管路の割合（水道）	78.0%	79.60%	79.5%	80.3%	80.5%	80.9%	81.3%	上下水道局
(28)	マンホールトイレの整備基数	190	240	290	340	390	440	490	上下水道局
3 必要不可欠な防災拠点を含む行政機能は確保する									-
(29)	市有建築物（特定建築物）の耐震化率	99.1%	99.1%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	都市建設局
(30)	無線回線の二重化	1 回線	1 回線	1 回線	1 回線	1 回線	1 回線	2 回線	消防局
4 必要不可欠な情報通信機能は確保する									-
5 経済活動（サプライチェーンを含む。）を機能不全に陥らせない									-
(31)	ほ場（田）整備率	74.1%	74.7%	75.3%	75.6%	77.9%	-	-	農水局
(32)	事業中である幹線道路の整備進捗率（再掲）	48%	49%	50%	54%	70%	70%	100%	都市建設局
(33)	無電柱化済延長	55km	55.6km	55.6km	55.6km	56.1km	56.1km	56.5km	都市建設局
(34)	橋梁点検数	633	401	523	330	740	520	520	都市建設局
(35)	橋梁の老朽化対策（再掲）	41 橋設計済 21 橋工事済	37 橋設計済 29 橋工事済	59 橋設計済 14 橋工事済	1 橋設計済 13 橋工事済	20 橋工事予 定	検討中	検討中	都市建設局
(36)	橋梁耐震化数（再掲）	2 橋実施	4 橋実施 1 橋完了	1 橋完了	1 橋実施 1 橋完了	1 橋完了予定	1 橋完了予定	1 橋完了予定	都市建設局
(37)	浄化センター、ポンプ場の耐震対策実施率（再掲）	29.9%	33.8%	35.9%	36.4%	35.0%	36.0%	38.0%	上下水道局
6 生活に最低限必要な電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る									-
(38)	事業中である幹線道路の整備進捗率（再掲）	48%	49%	50%	54%	70%	70%	100%	都市建設局

(39)	無電柱化済延長	55km	55.6km	55.6km	56.6km	56.1km	56.1km	56.5km	都市建設局
(40)	橋梁点検数	633	401	523	330	740	520	520	都市建設局
(41)	橋梁の老朽化対策（再掲）	41 橋設計済 21 橋工事済	37 橋設計済 29 橋工事済	59 橋設計済 14 橋工事済	1 橋設計済 13 橋工事済	20 橋工事予 定	検討中	検討中	都市建設局
(42)	橋梁耐震化数（再掲）	2 橋実施	4 橋実施 1 橋完了	1 橋完了	1 橋実施 1 橋完了	1 橋完了予定	1 橋完了予定	1 橋完了予定	都市建設局
(43)	災害対策用貯水量（再掲）	61450m3	61450m3	66950m3	66950m3	68300m3	-	-	上下水道局
(44)	耐震適合性のある基幹管路の割合（水道） （再掲）	78.0%	79.60%	79.8%	80.3%	80.5%	80.9%	81.3%	上下水道局
(45)	浄化センター、ポンプ場の耐震対策実施率 （再掲）	29.9%	33.8%	35.9%	36.4%	35.0%	36.0%	38.0%	上下水道局
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない									-
(46)	防災重点ため池ハザードマップ作製	防災重点農 業用ため池 ハザードマ ップ作成 7/12 箇所作 成完了 (58%)	防災重点農 業用ため池 ハザードマ ップ作製 12/12 箇所作 成完了 (100%)	老朽ため池 整備事業に 着手（1 箇 所：鰐瀬）	老朽ため池 整備事業を 継続実施（1 箇所：鰐 瀬） 防災重点農 業用ため池 の豪雨・耐 震性能評価 実施（1 箇 所：村中）	防災重点農 業用ため池 の豪雨・耐 震性能評価 実施（1 箇 所：村中）	老朽ため池 整備事業を 継続実施（1 箇所：鰐 瀬）	老朽ため池 整備事業完 了（1 箇所： 鰐瀬）	農水局
8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する									-
(47)	熊本市分譲マンション管理規約整備支援事業 承諾件数	2	9	12	23	順次 実施	順次 実施	順次 実施	都市建設局
(48)	地籍調査完了面積	126.46 ㎥	128.18 ㎥	129.45 ㎥	130.61 ㎥	131.46 ㎥	132.46 ㎥	133.46 ㎥	都市建設局

用語集

一筆地調査	現地において、土地所有者立会いのもと、一筆ごとの土地について所有者、地番、地目、境界を調査確認すること。
エネファーム	エネルギー＋ファーム（農場）：家庭用燃料電池 都市ガスやLP ガスから取り出した水素と空気中の酸素を反応させて発電、更に排熱を利用してお湯を沸かし給湯や暖房などに利用。
エリア防災	高層建築物、地下街・地下施設、交通関連施設などが集中する都市の街区では、建築物の防災対策だけではなく、官民連携でまち全体を見据えた災害対策を総合的に計画・具体化しようという考え方。
合併処理浄化槽	トイレの汚水だけでなく、台所、お風呂の生活雑排水も一緒に処理する浄化槽。単独浄化槽はトイレの汚水のみを処理。（浄化槽法により、平成 13 年(2001 年)4 月 1 日から製造・販売が禁止されている。）
校区防災連絡会	平成 28 年熊本地震の教訓を踏まえて推進している熊本市の施策の一つ。小学校区ごとに、校区自治協議会などの「地域団体」、市が派遣する「避難所担当職員」、「施設管理者」をもって設立。校区内の指定避難所等ごとの避難所運営委員会の人選、防災に関する連絡調整を行う。
災害時要援護者	平成 18 年(2006 年)に示された「災害時要援護者の避難支援ガイドライン（内閣府）」に基づき、次の方を対象とする。 一人暮らしの高齢者（高齢者のみの世帯を含む。）、寝たきりの高齢者及び認知症高齢者。障害のある方。妊産婦。乳幼児。医療依存度の高い方。（人工呼吸器装着者、在宅酸素使用者、人工血液透析者、特殊薬剤使用者など。） 災害時要援護者避難支援制度への登録者は、あらかじめ避難支援要領等を策定し、関係者への周知が図られる。
サプライチェーン	Supply Chain 供給連鎖（原材料・部品等の調達から、生産、在庫管理、配送、販売、消費に至るまでの一連の流れのこと。）
指定都市	地方自治法第 252 条の 19 の規定に基づき、政令で指定する人口五十万以上の市。都道府県が処理することとされている事務の一部を、政令で定めるところにより処理することができる。 政令指定都市、政令市、指定市と呼ばれることもある。 （参考）中核市：地方自治法第 252 条の 22 の規定に基づき、政令で指定する人口二十万以上の市。都道府県が処理することとされている事

	務の一部を、政令で定めるところにより処理することができる。（処理する事務は、指定都市よりも限定される。）
充水拠点	災害時等の応急給水のために給水車に水を補給する拠点。
多面的機能支払交付金事業	農地の草刈り、水路の泥上げ、農道・農業用施設の維持管理や農地周りの農業用排水路等施設の長寿命化に対して農業者と地域住民が一体となって行う共同活動を支援する制度。平成 26 年度から旧農地・水保全管理支払制度から移行。
地籍調査事業	国土調査法に基づき一筆毎の土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行い、その結果を地図及び簿冊に作成すること。
中山間地域直接支払制度	農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する仕組み。
低コスト耐候性ハウス	一般的に普及している鉄骨補強パイプハウス等の基礎部分や接合部分を、強風や積雪に耐えられるように補強・改良することで十分な強度を確保したハウスであり、設置コストが同規模・同強度の鉄骨ハウスの 7 割以下のもの。
頭首工	湖沼，河川などから，用水を取入れる農業水利施設の総称。おもに取水堰と取入れ口（取水口）から成る。
水融通管	配水区間を越えて水道水の融通を可能とする水道管。
避難行動要支援者	平成 25 年(2013 年)に示された「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、次の方を対象とする。 要介護認定 3～5 を受けている者。身体障害者手帳 1、2 級を所持している者。療育手帳 A を所持している者。精神障害者保健福祉手帳 1、2 級を所持している者。指定難病医療受給者。（重傷者に限る。） 避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられており、災害時等は避難行動の支援や安否確認等に活用される。なお、個人情報保護の観点から、名簿の取扱いには細心の注意が必要である。
要配慮者	高齢者や障がい者、乳幼児等の自力で避難することが困難な人。外国人や地理に不案内な旅行者等も含まれる。

リダンダンシー	Redundancy 冗長性、余剰（災害にそなえ、通信、エネルギーなどのライフライン、重要幹線道路や重要施設などの物理インフラを多重化すること。）
流通在庫備蓄	大規模災害時において、平時から流通している物資を避難所へ優先的に提供する取組。
連携中枢都市圏	人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するため、地域において相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し拠点形成するもの。
B C P	Business Continue Plan 事業（業務）継続計画
B O S S システム	Business Operation Support System 災害対応工程管理システム
HAW ネット	熊本市保健福祉情報ネットワークシステム
K-SAFE	外国人等を対象とした多言語による熊本市独自の災害支援情報メール配信システム。
KPI	Key Performance Indicator 重要業績評価指標
KVOAD	Kumamoto Voluntary Organizations Active in Disaster くまもと災害ボランティア団体ネットワーク (参考) JVOAD: Japan Voluntary Organizations Active in Disaster 全国災害ボランティア支援団体ネットワーク
Lアラート	地方公共団体等が発出した避難指示や避難勧告といった災害関連情報をはじめとする公共情報を放送局等多様なメディアに対して一斉に送信することで、災害関連情報の迅速かつ効率的な住民への伝達を可能とする共通基盤。
S D G s	Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標。 2015年9月の国連サミットで採択。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標。
ZEH	Net Zero Energy House (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス) の略。外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅。

熊本市国土強靱化地域計画

令和2年(2020年)3月

(令和6年(2024年)4月 一部改訂)

編集・発行	熊本市 熊本市政策局危機管理防災部防災計画課
住 所	〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号
電 話 番 号	096-328-2111 (代表)
ホームページ	http://www.city.kumamoto.jp/